

神川町一般廃棄物処理基本計画 (案)

令和 4 年 12 月

神 川 町

第 1 編 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

1-1	背景と目的	2
1-2	根拠法令	2
1-3	計画の諸条件	2
(1)	対象地域	2
(2)	対象範囲	2
(3)	計画期間	3
1-4	計画の位置づけ	3

第 2 編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

第 1 章	神川町の概要	5
1-1	位置及び地勢	5
1-2	人口及び世帯	6
1-3	土地利用	7
1-4	産業	7
1-5	水環境	8
第 2 章	ごみ処理事業の現状	9
2-1	ごみ処理事業の概要	9
(1)	役割分担	9
(2)	ごみの収集及び処理・処分の流れ	9
(3)	ごみ処理・処分の流れ	10
2-2	ごみの排出実態	12
(1)	家庭系収集ごみ量の実績	12
(2)	家庭系直接搬入ごみ量の実績	13
(3)	事業系ごみ量の実績	14
(4)	総ごみ排出量の実績	15
2-3	排出段階における減量化・再資源化	16
(1)	生ごみ処理機器等購入に係る補助制度	16
(2)	集団資源回収に係る補助制度	16
(3)	拠点回収	16
2-4	ごみ処理手数料	17
2-5	処理困難物等及び不法投棄ごみへの対応	17
(1)	処理困難物等	17
(2)	不法投棄ごみ	17
2-6	中間処理	18
(1)	中間処理施設の概要	18
(2)	中間処理量の実績	20
2-7	最終処分	23
2-8	行財政	24
2-9	神川町の計画	25

第3章	生活排水処理事業の現状	26
3-1	生活排水処理事業の概要	26
(1)	役割分担	26
(2)	処理フロー	27
(3)	生活排水処理形態別人口	28
(4)	処理形態別概況	29
3-2	し尿及び浄化槽汚泥の排出実態	30
3-3	中間処理	31
3-4	最終処分	32
3-5	行財政	32
3-6	神川町の計画	33

第3編 一般廃棄物処理基本計画

第1章	ごみ処理基本計画	35
1-1	計画フレーム	35
(1)	予測手法	35
(2)	将来人口の見込み	37
(3)	将来ごみ量の見込み	38
(4)	ごみ減量化・再資源化目標	42
(5)	将来ごみ量の目標値	45
1-2	ごみ処理基本方針	49
(1)	「ごみの適正排出の推進」	49
(2)	「ごみ4Rの推進」	49
1-3	減量化・資源化計画	50
(1)	町民、事業者、行政（本町、組合）の役割分担と協働	50
(2)	町民、事業者、行政（本町、組合）の各主体による取組	51
1-4	分別計画	54
1-5	収集・運搬計画	54
(1)	排出マナーの向上と効率的・効果的な収集・運搬体制の確立	54
(2)	町民ニーズと環境に配慮した収集・運搬体制の構築	55
(3)	事業系ごみの減量化と適正排出に資する収集・運搬体制の構築	55
1-6	中間処理計画	56
(1)	中間処理の目標	56
(2)	目標達成に向けた具体的施策の展開	56
(3)	中間処理の方法	57
1-7	最終処分計画	58
(1)	最終処分の目標	58
(2)	施策の展開	58
(3)	最終処分の方法	58

1-8	その他の廃棄物に関する計画	59
(1)	不法投棄防止対策の推進	59
(2)	処理困難物等への対応	59
(3)	災害時の廃棄物への対応	59
1-9	行財政計画	60
(1)	組織体制の整備	60
(2)	廃棄物会計の導入検討	60
(3)	計画の進行管理と施策の事後評価	60
第2章	生活排水処理基本計画	61
2-1	計画フレーム	61
(1)	将来生活排水処理形態別人口の見込み	61
(2)	し尿及び浄化槽汚泥量の見込み	63
2-2	生活排水処理基本方針	64
(1)	「水洗化率の向上の推進」	64
(2)	「公共用水域における水質保全の推進」	64
2-3	生活排水処理施設の整備計画	65
(1)	合併処理浄化槽の整備	65
(2)	公共下水道の整備	66
2-4	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	67
(1)	し尿及び浄化槽汚泥処理の目標	67
(2)	目標達成に向けた具体的施策の展開	67
2-5	水質保全計画	68
(1)	町民・事業者に対する広報	68
(2)	事業所への指導	68
(3)	浄化槽の維持管理に関する啓発	68
2-6	行財政計画	69
(1)	組織体制の整備	69
(2)	長期的な財政計画の検討	69

第 1 編

一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

第1編 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

1-1 背景と目的

ごみ及び生活排水における問題は、生活に密接した身近な環境問題であり続けてきました。今日の地球環境問題の視点からは、資源の大量消費・大量廃棄の社会そのものを見直す必要に迫られており、ごみの減量化と資源の循環利用を行う循環型社会の形成が求められきたことに加えて、近年ではプラスチックごみや食品廃棄物の問題が注目されています。問題解決のためには、排出者である町民及び町内事業者と一般廃棄物処理を行う行政の連携した取組が重要です。

神川町（以下「本町」といいます。）では、平成19（2007）年12月に「一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」といいます。）を策定し、広域で一般廃棄物処理行政を担っている児玉郡市広域市町村圏組合（以下「組合」といいます。）とともに、一般廃棄物処理を推進してきたところです。

このたび策定した「神川町一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）は、前計画の全面改訂版となるものです。本計画は、令和4（2022）年3月に策定された組合の一般廃棄物処理基本計画との整合を図り、長期的かつ総合的視点で捉えた、ごみの排出抑制及び適正処理、並びに生活排水の適正処理を推進するために必要な基本事項を定め、本町の一般廃棄物処理行政の推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的とします。

1-2 根拠法令

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項において、「市町村等は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と規定されています。本計画はこれに準拠し、策定するものです。

1-3 計画の諸条件

(1) 対象地域

対象地域は、本町全域とします。

なお、一般廃棄物の中間処理及び最終処分に関しては、組合の所管となります。

(2) 対象範囲

廃棄物は、大きく分けて一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、廃棄物処理法では、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のもの、輸入された廃棄物を指し、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物を指します。

本計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物（ごみ及び生活排水）とします。

第1編 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4（2022）年3月に策定された組合の一般廃棄物処理基本計画との整合のため、令和5（2023）年度から令和18（2036）年度までの14年間とします。概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。

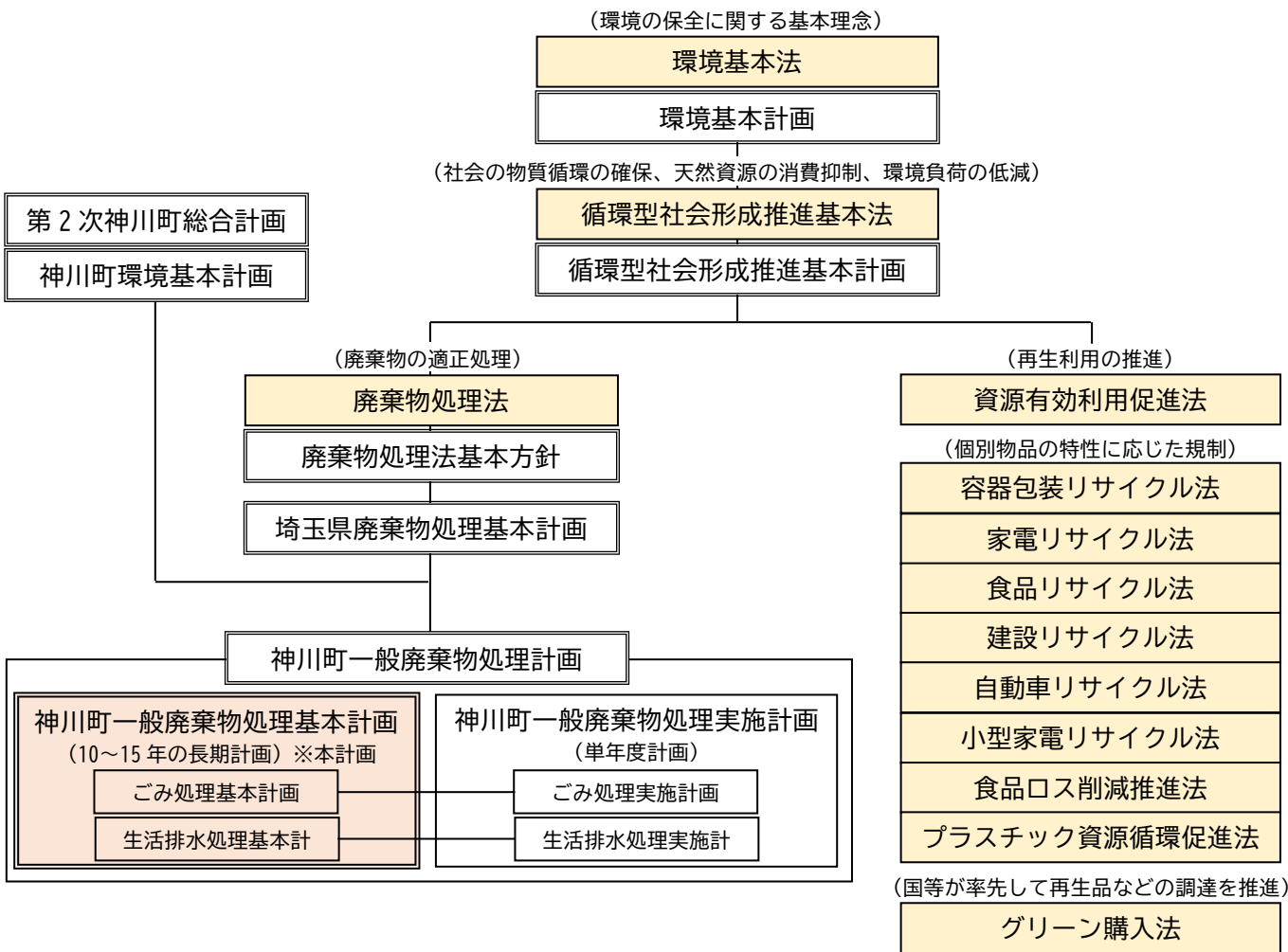
1-4 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、図表1に示すとおりです。

国、県及び本町の関係法令に準拠し、組合の策定する一般廃棄物処理基本計画、本町の最上位計画である「第2次神川町総合計画」、並びに環境行政の基本的な計画である「神川町環境基本計画」を上位計画とし、その他の関連計画とともに整合を図ります。

ごみ処理は国の「循環型社会形成推進基本計画」に準拠し、①できる限り排出を抑制し、次に廃棄物になったものについては不適正処理の防止及びその他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては⑤適正な処分を確保することを優先順位とします。

図表1 ごみの関係法令及び関連計画と本計画の位置づけ



第 2 編

神川町の概要及び廃棄物処理の現状

本町は、図表 2 に示すとおり、埼玉県の北西部に位置し、都心までは約 85 km、県庁所在地のさいたま市までは約 65 km の距離にあります。総面積は 47.40 km²、北部は上里町、東部は本庄市、南部は秩父山地等を介して秩父市や秩父郡皆野町、西部は神流川を挟んで群馬県藤岡市と接しています。

本町の南部は急峻な山間部となっています。そして、北上するにつれて里山から神流川右岸の平坦な地域につながっており、多様な地形を形成しています。また、この地域は県立上武自然公園に指定されており、その区域は、本町のおおよそ3分の2を占めています。群馬県境にある首都圏の水がめ・下久保ダム（神流湖）、三波石峡等の水辺の景観とともに、自然豊かな地域を形づくっています。

公共交通機関としては、JR 八高線が東西に走り、丹荘駅があります。また、南北には主要地方道上里鬼石線があり、JR 高崎線本庄駅と神泉総合支所を結ぶ路線バスが運行されています。

本町の道路網は、国道 254 号、462 号及び県道 5 路線があり、近隣には関越自動車道と上信越自動車道が通り、本庄・児玉インターチェンジや上里スマートインターチェンジが近いため利用が容易となっています。また、上越新幹線の本庄早稲田駅があり、高速交通へのアクセスにも便利です。

The map shows Saitama Prefecture (埼玉県) surrounded by Gunma Prefecture (群馬県) to the north, Chiba Prefecture (千葉県) to the east, Tokyo (東京都) to the south, and Yamanashi Prefecture (山梨県) and Nagano Prefecture (長野県) to the west. Major cities within Saitama are labeled, including Maebashi (Maebashi-shi), Utsunomiya (Utsunomiya-shi), and Maebashi (Maebashi-shi). A blue arrow points to the location of Maebashi City (Maebashi-shi) on the western border with Gunma Prefecture.

- 5 -

第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

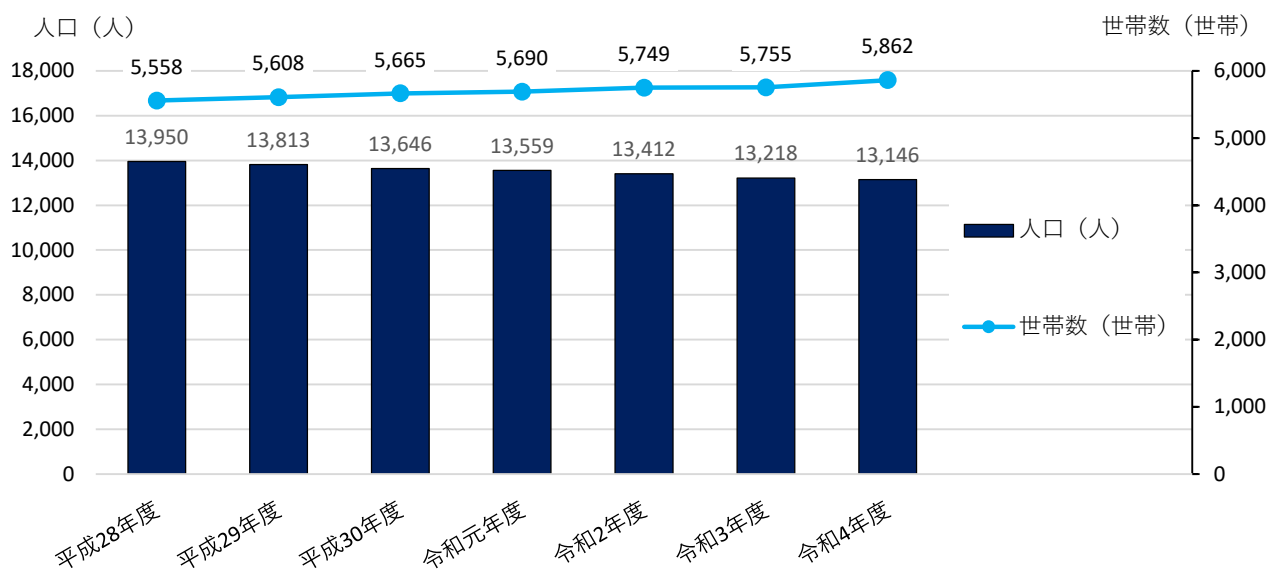
1-2 人口及び世帯

本町における近年の人口及び世帯の状況は、図表3・4に示すとおりです。

令和4年度の人口（住民基本台帳10月1日現在）は13,146人、世帯数は5,862世帯となっています。

人口は平成12年度がピークとなり、以降は人口減少と少子高齢化が進みました。このことについては、死亡が出生を上回り自然動態人口が減少に転じたことと、町外から町内への転入が減ったことが大きな要因となっています。また、神泉地区は過疎地域に指定されています。

図表3 神川町の人口と世帯の推移



資料：「住民基本台帳」 各年10月1日現在

図表4 年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分	平成12年	令和4年
0～14歳	2,369人	1,308人
	16.8%	9.9%
15～64歳	9,412人	7,599人
	66.8%	57.7%
65歳以上	2,303人	4,266人
	16.4%	32.4%
総数	14,084	13,173

資料：「町（丁）字別人口調査」（埼玉県） 各年1月1日現在

第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

1-3 土地利用

本町における土地利用の状況は、図表5に示すとおりです。

令和2年における本町の土地利用状況は、「山林」が最も多く、次いで「畑」、「宅地」の順で利用頻度が高くなっています。

図表5 土地利用（地目別面積）

単位：ha

町面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
4,740.0	304.5	748.7	457.3	102.4	1,158.7	27.8	260.2	1,680.4
100.0%	6.4%	15.8%	9.6%	2.2%	24.4%	0.6%	5.5%	35.5%

資料：「令和03年(2021年)埼玉県統計年鑑」（埼玉県）に「その他」を加筆

1-4 産業

本町における産業別就業者数の状況は、図表6に示すとおりです。

本町の就業者数は平成22年から令和2年までの10年間に、約600人減少しています。

本町は農林業の盛んな町でしたが、産業構造等の変化により、就業者数のうち第3次産業の割合が微増の傾向にあります。

工業については、児玉工業団地、うめみの工業団地をはじめとして企業が多く立地しており、集積度や生産性の高さが特徴ですが、人口減少とともに町内従業者も減少しています。

図表6 産業別就業者数の推移

産業分類	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	684人	606人	520人
	9.6%	8.6%	8.0%
第2次産業	2,742人	2,601人	2,437人
	38.5%	37.1%	37.4%
第3次産業	3,565人	3,499人	3,398人
	50.0%	49.8%	52.1%
産業分類上の 分類不能の産業	137人	314人	168人
	1.9%	4.5%	2.6%
総数	7,128人	7,020人	6,523人

資料：「国勢調査」

第 2 編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

1-5 水環境

本町は全域が利根川水系に属しており、利根川及びその支川の神流川、小山川、女堀川、御陣場川等の 5 流域に関わっています。

本町近傍の河川における公共用水域の水質測定は、藤武橋（神流川）、県道本庄妻沼線新泉橋（元小山川）、一の橋（小山川）に環境基準点を定めて行われています。令和 2 年度の水質（BOD 日平均 75%値）は図表 7 に示すとおりで、全ての地点で環境基準を達成しています。

図表7 本町近傍水質環境基準達成状況

河川	神流川		元小山川		小山川	
環境基準点	藤武橋		県道本庄妻沼線 新泉橋		一の橋	
類型 目標 BOD 値	A-□	3.0mg/L	B-□	3.0mg/L	A-イ	2.0mg/L
令和 2 年度評価 BOD 値	達成	0.93mg/L	達成	1.83mg/L	達成	1.33mg/L

※BOD は日平均 75%値。

資料：「令和 3 年版埼玉県環境白書」※令和 4 年版の公表に合わせて更新の予定です

第2章 ごみ処理事業の現状

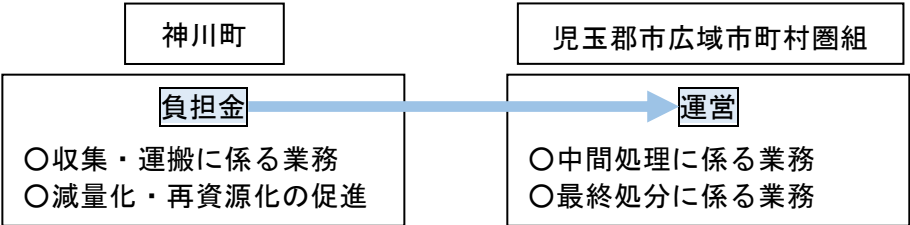
2-1 ごみ処理事業の概要

(1) 役割分担

ごみ処理事業における本町と組合との関係は、図表8に示すとおりです。

本町は、排出段階での資源ごみの分別収集等、減量化の促進とともに、収集・運搬業務を担っています。組合は、本町及び他の構成市町の負担金を財源として、ごみ処理事業のうち中間処理に係る業務と最終処分に係る業務等を管理しています。

図表8 神川町及び組合の関係



(2) ごみの収集及び処理・処分の流れ

① 分別区分と収集体制

本町の分別区分と収集体制は、図表9に示すとおりです。

本町では、家庭系ごみの収集については、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「有害ごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」に大別し、「資源ごみ」は「生きびん」「その他びん」「缶類」「ペットボトル」「スプレー缶」に区分しています。

「可燃ごみ」及び「不燃ごみ」は認定袋（児玉郡市共通）での排出を、「粗大ごみ」については有料のリクエスト収集制を導入しています。

これらの収集の他に、小型家電（小型電子機器）の常設の回収ボックスによる回収（拠点回収）、イベント回収及び宅配便回収を行っています。

図表9 分別区分と収集体制

分別区分		排出方法	排出場所	収集頻度	収集体制
可燃ごみ		児玉郡市認定袋	収集所	週 2 回	業者委託
不燃ごみ		児玉郡市認定袋		神川地域：月 2 回、神泉地域：月 1 回	
有害ごみ		—	拠点	年 2 回	
資源 ごみ	生きびん	コンテナ	資源ごみ 収集所	神川地域：月 2 回、神泉地域：月 1 回	
	その他びん	コンテナ			
	缶類	エコバック			
	ペットボトル	エコバック			
	スプレー缶	コンテナ			
粗大ごみ		シール	各戸	月 1 回予約制（リクエスト収集）	

第 2 編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

(3) ごみ処理・処分の流れ

本町におけるごみの処理・処分フローは、図表 10 に示すとおりです。

① 家庭系ごみ

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、小山川クリーンセンターに搬入し、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは破碎処理の後、アルミ・磁選物を有価物として回収し、残渣を焼却処理しています。

粗大ごみはリクエスト収集（個別に本町に申し込み）により収集され、このうち不燃性粗大ごみは不燃ごみと同様に処理し、可燃性粗大ごみは剪断の後、焼却処理しています。

本町が分別収集した資源ごみは小山川クリーンセンターに搬入し、びん類は手選別により種類ごと及び色別に選別したのち、委託業者に引き渡しています。ペットボトルは圧縮・梱包した後、委託業者に引き渡しています。

集団資源回収により回収したものは、直接リサイクル業者に引き渡して再資源化しています。

また、家電リサイクル法で再資源化の対象となる家電 4 品目「エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機」のうち、小売店に引き取り義務のないものについては、指定引取場所が本庄市内にあることから、排出者自身により指定引取場所へ直接搬入を行っています。また、町のリクエスト収集もしくは直接搬入により小山川クリーンセンターで受け入れており、組合において指定引取場所に運搬しています。

なお、家電リサイクル法対象品目でない家電製品は小型家電リサイクル法の対象となり、拠点回収、イベント回収及び宅配便回収を行っています。

パソコンについては、「資源有効利用促進法」によりリサイクルが義務づけられているため、町民に対し、メーカーへの収集・処理依頼や小型家電リサイクル法の認定事業者（リネットジャパン）への回収依頼を呼びかけています。

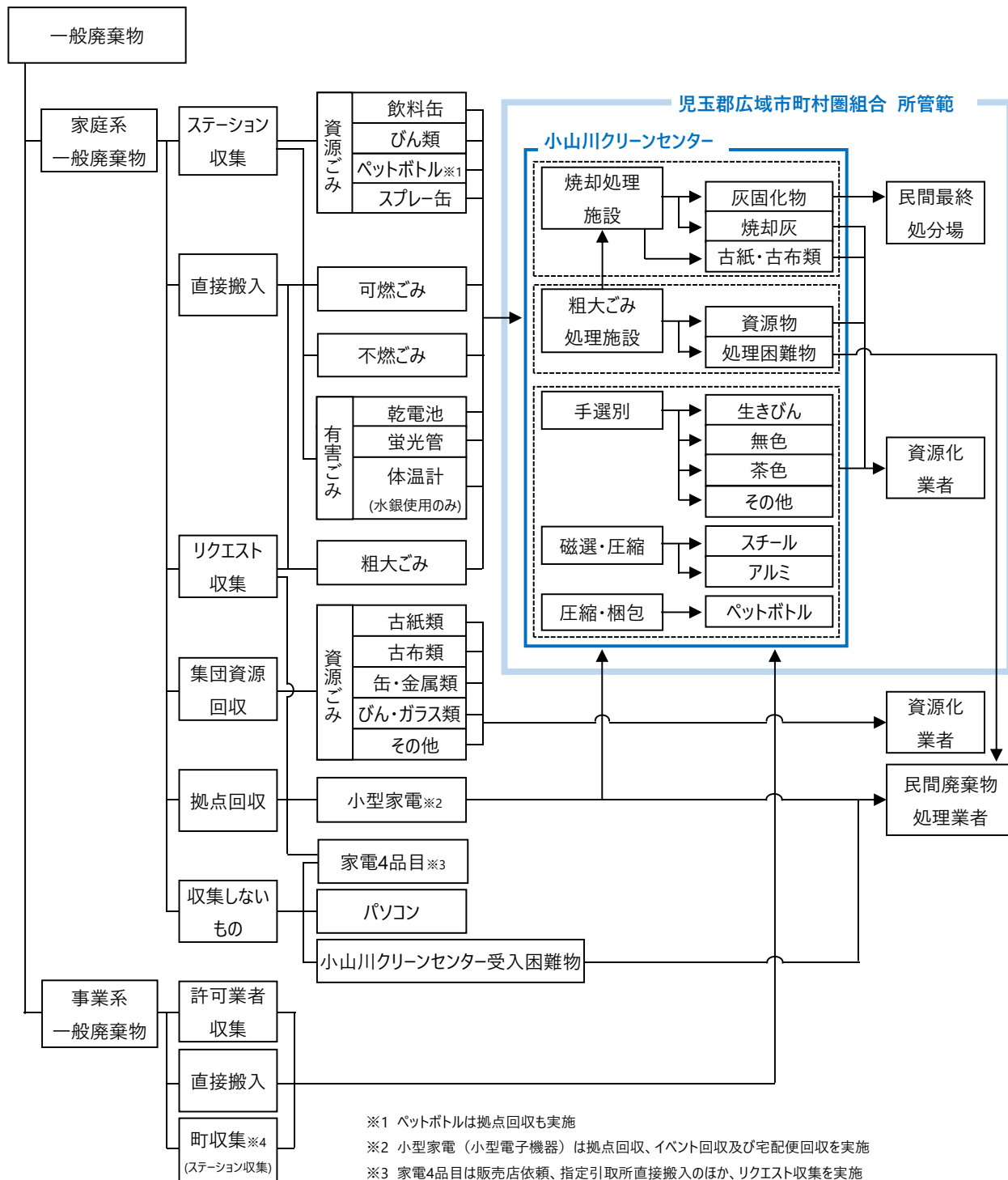
② 事業系ごみ

事業系ごみは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しない一般廃棄物のことをいい、具体的には店舗やオフィスなどから排出される紙くず、生ごみ等が該当します。

事業系ごみについては、1 回の収集あたり事業用認定袋 2 袋まで（1 袋は重量 8kg まで）は収集所へ排出可能としていますが、これを超える場合には、事業者が直接もしくは許可業者へ委託して、小山川クリーンセンターへ搬入することとしています。

第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

図表10 ごみの処理・処分フロー



第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

2-2 ごみの排出実態

(1) 家庭系収集ごみ量の実績

家庭系収集ごみ量の実績は、図表11に示すとおりです。

家庭系収集ごみ量は横ばい傾向ですが、そのうち可燃ごみは増加傾向を示しています。家庭系収集ごみ量の原単位（1人1日あたり）でも増加傾向を示しています。

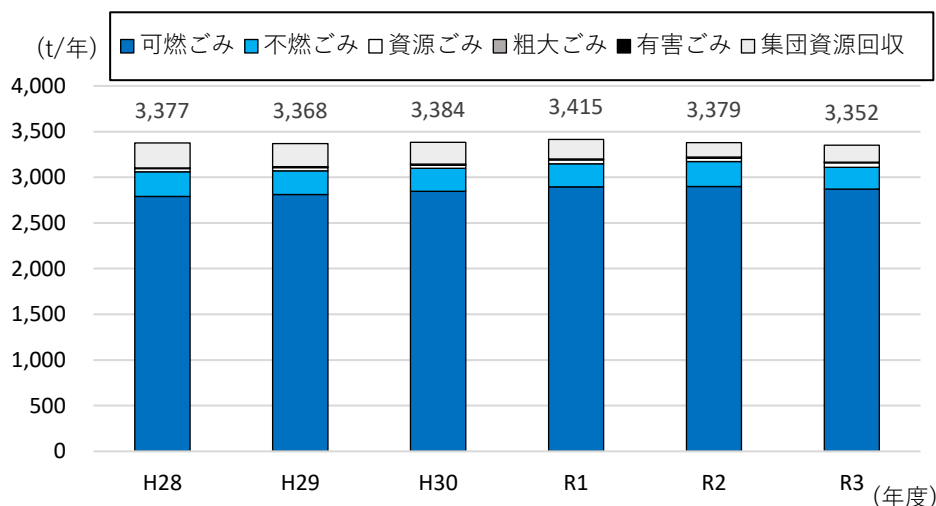
図表11 家庭系収集ごみ量の実績

項目	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	単位						
計画収集人口	人	13,950	13,813	13,646	13,559	13,412	13,218
年間日数	日	365	365	365	366	365	365
家庭系収集 ごみ量	t/年	3,377	3,368	3,384	3,415	3,379	3,352
	可燃ごみ	2,790	2,812	2,845	2,896	2,900	2,870
	不燃ごみ	270	260	253	253	272	240
	資源ごみ	35	35	35	42	36	47
	粗大ごみ	5	6	6	6	9	7
	有害ごみ	3	4	4	4	3	3
	集団資源回収	274	251	241	214	159	185
家庭系収集 ごみ量 原単位	g/人・日	663.23	668.02	679.41	688.15	690.24	694.78
	可燃ごみ	547.95	557.74	571.19	583.57	592.40	594.87
	不燃ごみ	53.03	51.57	50.80	50.98	55.56	49.75
	資源ごみ	6.87	6.94	7.03	8.46	7.35	9.74
	粗大ごみ	0.98	1.19	1.20	1.21	1.84	1.45
	有害ごみ	0.59	0.79	0.80	0.81	0.61	0.62
	集団資源回収	53.81	49.78	48.39	43.12	32.48	38.35

※計画収集人口（実際にごみの収集を行っている区域の人口）は住民基本台帳各年10月1日現在

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）



第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

(2) 家庭系直接搬入ごみ量の実績

家庭系直接搬入ごみ量の実績は、図表12に示すとおりです。

家庭系直接搬入ごみ量は増加傾向を示し、原単位（1人1日あたり）でも増加傾向を示しています。

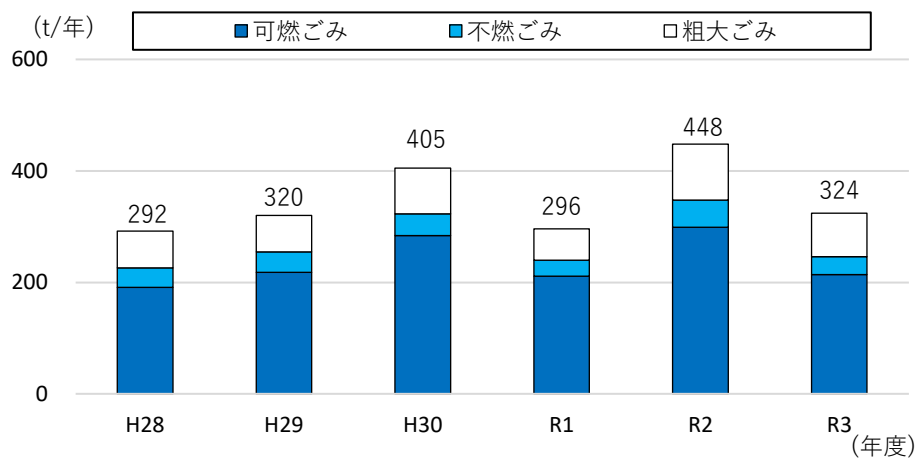
図表12 家庭系直接搬入ごみ量の実績

項目	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	単位						
計画収集人口	人	13,950	13,813	13,646	13,559	13,412	13,218
年間日数	日	365	365	365	366	365	365
家庭系直接搬入 ごみ量	t/年	292	320	405	296	448	324
	可燃ごみ	191	218	284	211	299	214
	不燃ごみ	35	37	39	29	49	32
	粗大ごみ	66	65	82	56	100	78
	有害ごみ	0	0	0	0	0	0
家庭系直接搬入 ごみ量原単位	g/人・日	57.35	63.47	81.31	59.65	91.51	67.16
	可燃ごみ	37.51	43.24	57.02	42.52	61.08	44.36
	不燃ごみ	6.87	7.34	7.83	5.84	10.01	6.63
	粗大ごみ	12.96	12.89	16.46	11.28	20.43	16.17
	有害ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※計画収集人口（実際にごみの収集を行っている区域の人口）は住民基本台帳各年10月1日現在

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）



第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

(3) 事業系ごみ量の実績

事業系ごみ量の実績は、図表13に示すとおりです。

事業系ごみ量は減少傾向を示しています。特に可燃ごみの減少が顕著です。

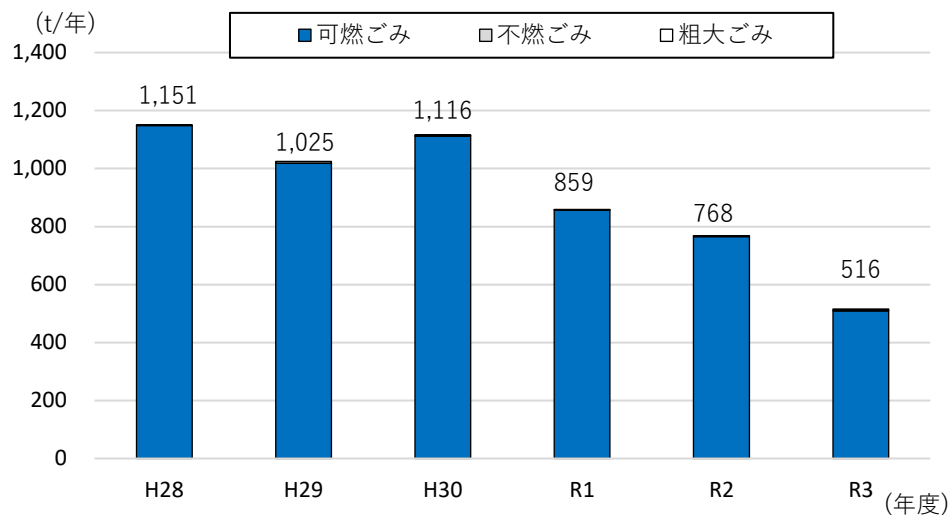
図表13 事業系ごみ量の実績

項目	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	単位						
計画収集人口	人	13,950	13,813	13,646	13,559	13,412	13,218
年間日数	日	365	365	365	366	365	365
事業系ごみ量	t/年	1,151	1,025	1,116	859	768	516
	可燃ごみ	1,148	1,018	1,112	857	765	509
	不燃ごみ	2	1	2	1	3	3
	資源ごみ	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	1	6	2	1	0	4
	有害ごみ	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ量 原単位	g/人・日	226.05	203.30	224.06	173.09	156.88	106.95
	可燃ごみ	225.46	201.91	223.26	172.69	156.27	105.50
	不燃ごみ	0.39	0.20	0.40	0.20	0.61	0.62
	資源ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	粗大ごみ	0.20	1.19	0.40	0.20	0.00	0.83
	有害ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※計画収集人口（実際にごみの収集を行っている区域の人口）は住民基本台帳各年10月1日現在

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）



第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

(4) 総ごみ排出量の実績

収集ごみと直接搬入ごみを合わせた総ごみ排出量の実績は、図表14に示すとおりです。計画収集人口が減少し、総ごみ排出量も総ごみ排出量原単位（1人1日あたり）も減少傾向を示しています。

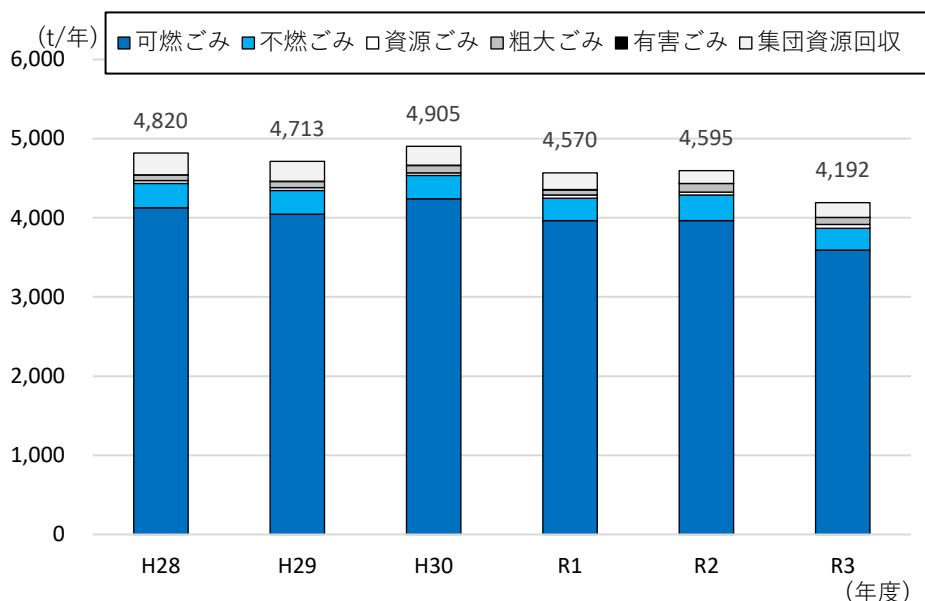
図表14 総ごみ排出量の実績（収集ごみ＋直接搬入ごみ）

項目	年度 単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3
計画収集人口	人	13,950	13,813	13,646	13,559	13,412	13,218
年間日数	日	365	365	365	366	365	365
総ごみ排出量	t/年	4,820	4,713	4,905	4,570	4,595	4,192
	可燃ごみ	t/年	4,129	4,048	4,241	3,964	3,593
	不燃ごみ	t/年	307	298	294	283	275
	資源ごみ	t/年	35	35	35	42	47
	粗大ごみ	t/年	72	77	90	63	89
	有害ごみ	t/年	3	4	4	4	3
	集団資源回収	t/年	274	251	241	214	159
総ごみ排出量原単位	g/人・日	946.63	934.80	984.78	920.89	938.64	868.89
	可燃ごみ	g/人・日	810.92	802.90	851.47	798.78	809.74
	不燃ごみ	g/人・日	60.29	59.11	59.03	57.03	66.18
	資源ごみ	g/人・日	6.87	6.94	7.03	8.46	7.35
	粗大ごみ	g/人・日	14.14	15.27	18.07	12.69	22.27
	有害ごみ	g/人・日	0.59	0.79	0.80	0.81	0.61
	集団資源回収	g/人・日	53.81	49.78	48.39	43.12	32.48
家庭系ごみ	排出量	t/年	3,669	3,688	3,789	3,711	3,827
	原単位	g/人・日	720.58	731.49	760.72	747.79	781.76
事業系ごみ	排出量	t/年	1,151	1,025	1,116	859	768
	原単位	g/人・日	226.05	203.30	224.06	173.09	156.88

※計画収集人口（実際にごみの収集を行っている区域の人口）は住民基本台帳各年10月1日現在

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）



第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

2-3 排出段階における減量化・再資源化

(1) 生ごみ処理機器等購入に係る補助制度

本町では、電気式生ごみ処理機購入に対し、世帯あたり1基、購入金額の2分の1（上限10,000円）の補助を行っています。

補助の実績は、図表15に示すとおりです。

図表15 電気式生ごみ処理機購入に係る補助件数

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
電気式生ごみ処理機	0	0	0	1	2	3
（累計）	(19)	(19)	(19)	(20)	(22)	(25)

(2) 集団資源回収に係る補助制度

本町では、集団資源回収実施団体に対し、回収量に応じて6円/kgの補助を行っています。集団資源回収量の実績は、図表16に示すとおりです。

集団資源回収は、古紙類を中心に実施されており、令和2年度では約92%が古紙類となっています。回収量は減少傾向を示し、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、集団資源回収を中止した団体もあったことから、大きく減少しています。

図表16 集団資源回収量の実績

年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3
集団資源回収	t/年	274	251	241	214	159	185
	紙類	258	234	224	197	144	175
	紙パック	3	3	3	4	3	0
	金属類	9	10	11	10	10	10
	ガラス類	1	1	1	1	1	0
	ペットボトル	0	0	0	0	0	0
	布類	3	3	2	2	1	0
	その他	0	0	0	0	0	0

(3) 拠点回収

本町では、ペットボトルと小型家電について、町内5か所での拠点回収を行っています。回収場所と回収品目は、図表17に示すとおりです。

図表17 拠点回収の状況

回収場所	ペットボトル	小型家電
神川町役場	○	○
ふれあいセンター	○	—
渡瀬コミュニティセンター	○	—
神泉総合支所	—	○
ステラ神泉	○	—

第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

2-4 ごみ処理手数料

収集所に出される家庭系ごみは無料で収集しますが、小山川クリーンセンターへ直接搬入する場合やリクエスト収集を依頼する場合はごみ処理手数料を徴収しています。ごみ処理手数料は、図表 18 に示すとおりです。

図表18 ごみ処理手数料

区分	項目	料金	取扱	備考
家庭系 ごみ	小山川クリーンセンター 処理手数料	40 円/10kg	組合	直接搬入の場合
	粗大ごみリクエスト収集 手数料	品目ごとに 100 円～1,000 円	神川町	
	家電 4 品目	町が収集する 場合（直営・委託） 10kg まで：500 円 10kg 越え：500 円+50 円/kg	神川町	
		直接搬入の場合	組合	小山川クリーンセンターから 指定取引場所までの運搬料金
事業系 ごみ	小山川クリーンセンター 処理手数料	200 円/10kg	組合	特例：1 収集日あたり認定袋 2 袋以下はごみ収集所で収集（無 料）

2-5 処理困難物等及び不法投棄ごみへの対応

(1) 処理困難物等

処理困難物は小山川クリーンセンターで処理できないものであり、以下に示すものです。処理困難物に対しては、町民に受入先を紹介しています。

- 産業廃棄物
- 農業用資材・機械（塩化ビニル、ポリエチレン類、耕うん機、脱穀機など）
- 自動車・オートバイ（本体及びタイヤ）
- 機械類（エンジン、100 ボルト超のポンプ・モーターなど）
- その他（鉄骨、消化器、ガスボンベ、ピアノ、農薬、土砂、ブロック、廃油、ボウリングの球など）

(2) 不法投棄ごみ

不法投棄ごみは不法投棄された土地の管理責任者において処理することを基本としています。

大規模な不法投棄事件の場合など、現実には町と管理責任者が協力して処理します。

ごみ収集場への不法投棄は、環境衛生推進委員を中心に各大字で対応することとしています。

不法投棄は犯罪であり、警察へ通報して捜査を依頼します。

2-6 中間処理

本町のごみの中間処理は、組合が行っています。組合が所有する中間処理施設等について、参考として以下に示します。

(1) 中間処理施設の概要

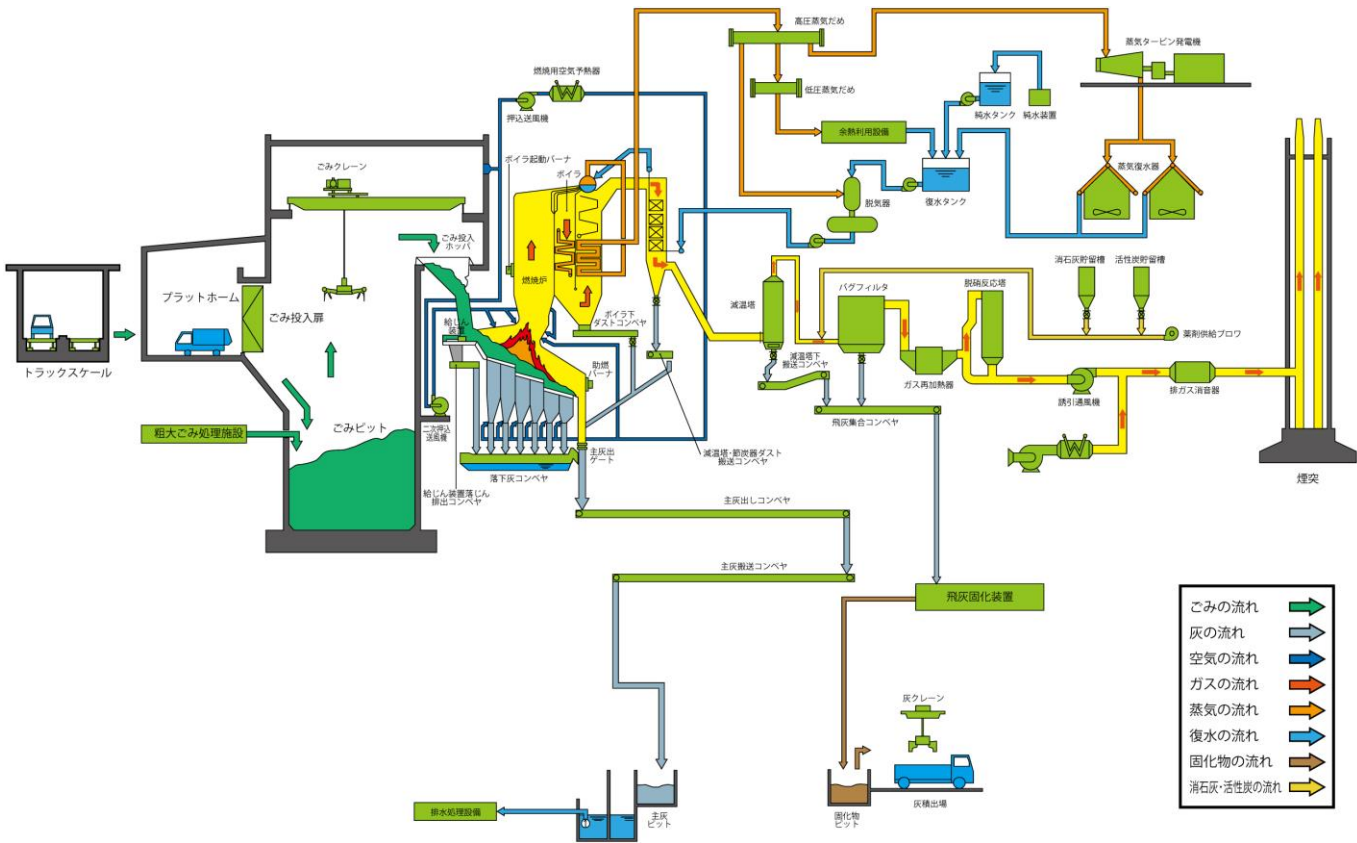
小山川クリーンセンターの概要は、図表 19・20・21 に示すとおりです。

ごみ焼却施設は、発電設備を有する全連続式ストーカ炉となっています。焼却灰等は、委託によりセメント原料化または人口砂化し、有効利用を図っています。

図表19 小山川クリーンセンターの概要

施設名	児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター
事業主体	児玉郡市広域市町村圏組合
所在地	本庄市東五十子 151 番地 1
敷地面積	18,710m ²
竣工	平成 12 年 3 月
処理能力	ごみ焼却施設：228t/日（76t/24hr×3 基） 粗大ごみ処理施設：68t/5hr
運営管理体制	直営及び委託
構成市町	本庄市、美里町、神川町、上里町

図表20 ごみ焼却施設フロー

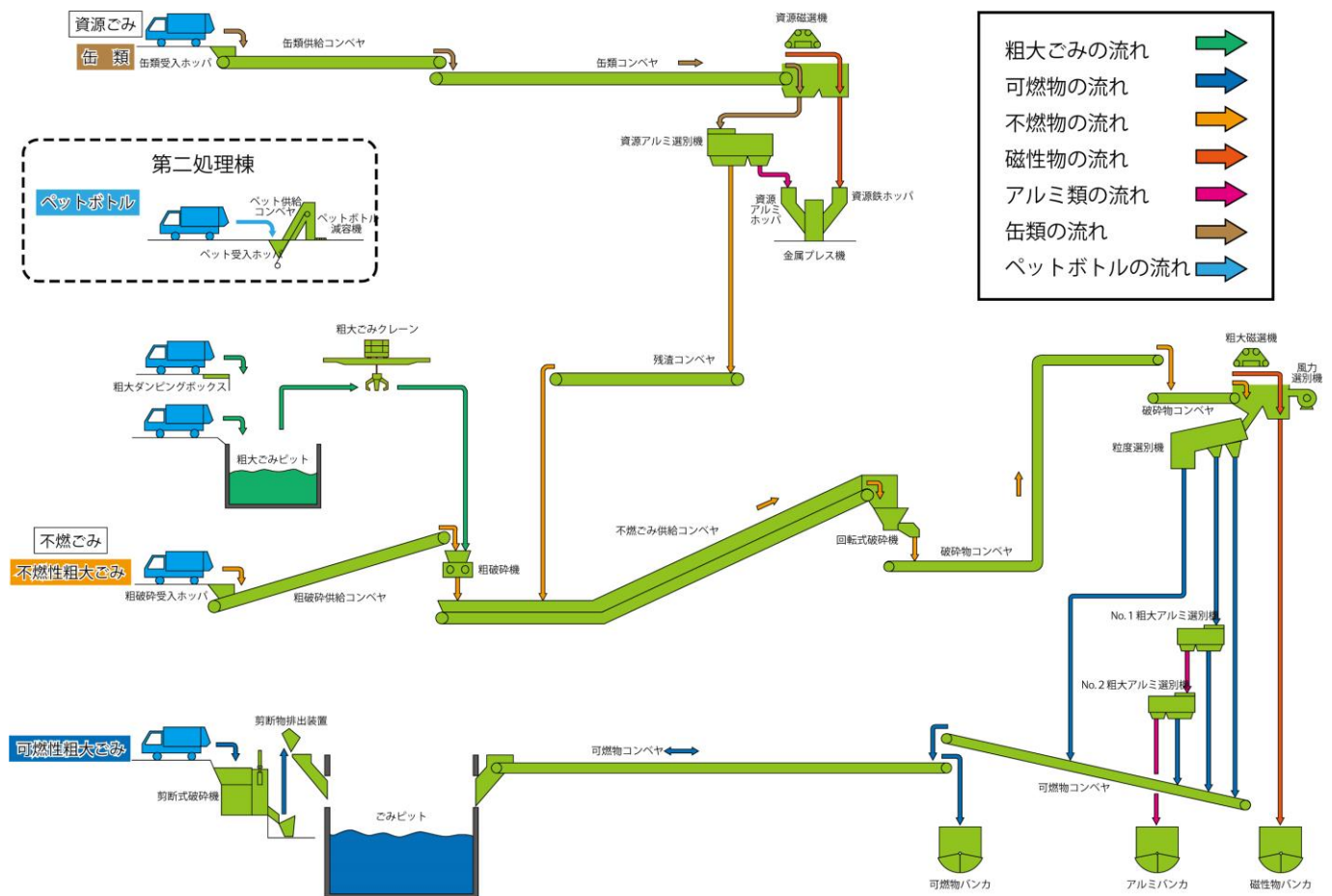


資料：パンフレット「小山川クリーンセンター」（児玉郡市広域市町村圏組合）

第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

粗大ごみ処理施設は、缶類の選別・圧縮機、不燃・粗大ごみの破碎・選別機、及びペットボトル減容機を有しています。

図表21 粗大ごみ処理施設フロー



資料：パンフレット「小山川クリーンセンター」（児玉郡市広域市町村圏組合）

【参考】 小山川クリーンセンターの余熱利用システム

小山川クリーンセンターのごみ焼却施設では、ボイラー、蒸気タービン、発電機の組み合わせによって最大2,400kWの発電を行っています。

さらに余った蒸気は、同施設内の給湯に利用するほか、隣接する余熱利用施設「湯かっこ」へ熱供給を行っています。



第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

(2) 中間処理量の実績

① ごみ焼却量

小山川クリーンセンターにおける本町のごみ焼却量は、図表22に示すとおりです。

本町のごみ焼却量は減少傾向を示しています。小山川クリーンセンターでは、直接搬入された可燃ごみに混入する紙類・布類は分別され再資源化しており、本町再資源化量は横ばい傾向を示しています。

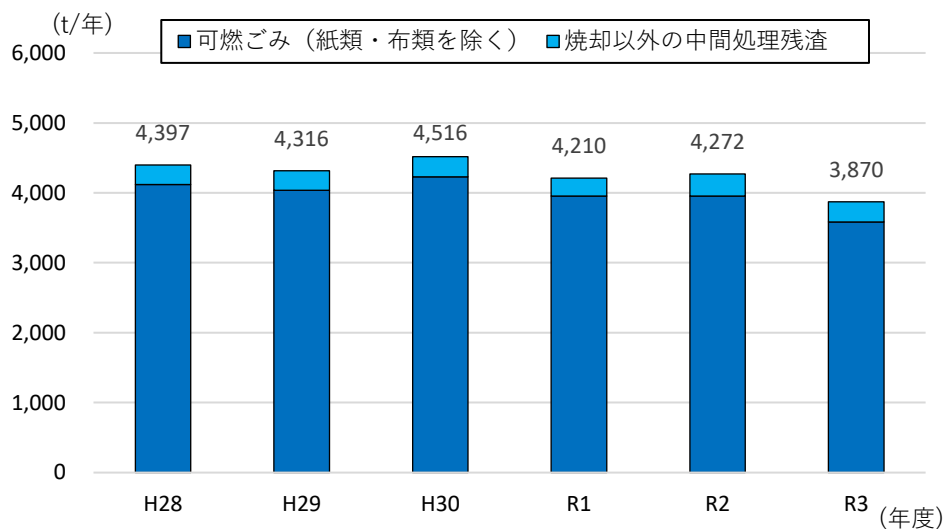
図表22 ごみ焼却量の実績

項目		年度 単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3
可燃ごみ 搬入量		t/年	4,129	4,048	4,241	3,964	3,964	3,593
	家庭系収集可燃ごみ	t/年	2,790	2,812	2,845	2,896	2,900	2,870
	家庭系直接搬入可燃ごみ	t/年	191	218	284	211	299	214
	混入資源ごみ（紙類・布類） （割合）	t/年 %	12 0.29%	13 0.32%	12 0.28%	9 0.23%	12 0.30%	11 0.31%
	事業系可燃ごみ	t/年	1,148	1,018	1,112	857	765	509
焼却量		t/年	4,397	4,316	4,516	4,210	4,272	3,870
	可燃ごみ（紙類・布類を除く）	t/年	4,117	4,035	4,229	3,955	3,952	3,583
	焼却以外の中間処理残渣	t/年	280	281	287	255	320	287

※焼却以外の中間処理残渣は、不燃ごみ・粗大ごみ処理内訳の破砕物（焼却対象）のこと

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）



第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

② 不燃・粗大ごみ処理量

小山川クリーンセンターにおける本町の不燃・粗大ごみ処理量は、図表23に示すとおりです。

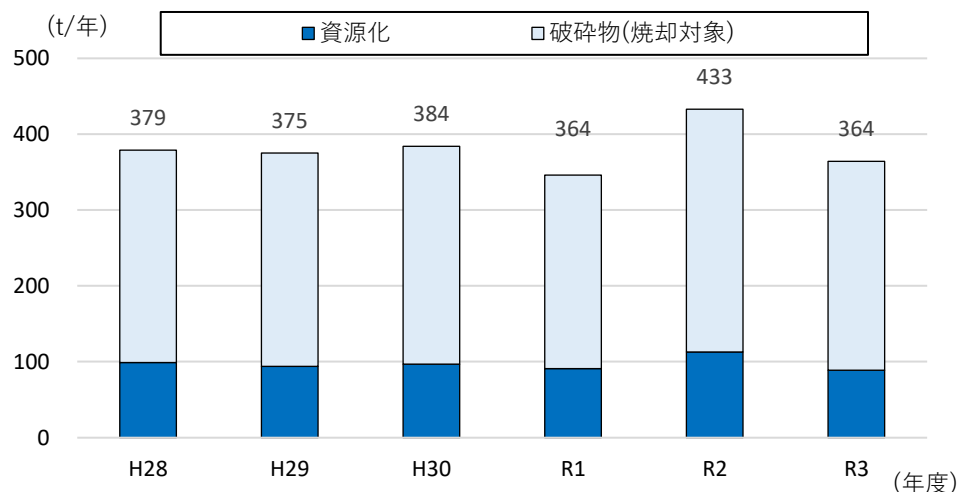
本町の搬入量は増加傾向を示しています。処理したもののうち、約25%が資源化され、残りの約75%が破砕物として焼却処理されています。

図表23 粗大ごみ処理施設における処理実績

項目			年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
			単位						
搬入量			t/年	379	375	384	346	433	364
	家庭系 収集ごみ		t/年	275	266	259	259	281	247
		不燃ごみ	t/年	270	260	253	253	272	240
		粗大ごみ	t/年	5	6	6	6	9	7
	家庭系 直接搬入ごみ		t/年	101	102	121	85	149	110
		不燃ごみ	t/年	35	37	39	29	49	32
		粗大ごみ	t/年	66	65	82	56	100	78
	事業系ごみ		t/年	3	7	4	2	3	7
		不燃ごみ	t/年	2	1	2	1	3	3
		粗大ごみ	t/年	1	6	2	1	0	4
処理内訳			t/年	379	375	384	346	433	364
	資源化 (割合)		t/年	99	94	97	91	113	89
			%	26.1%	25.1%	25.3%	26.3%	26.1%	24.5%
	破砕物(焼却対象) (割合)		t/年	280	281	287	255	320	275
			%	73.9%	74.9%	74.7%	73.7%	73.9%	75.5%

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）



第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

③ 資源化量

本町の資源化量は、図表24に示すとおりです。

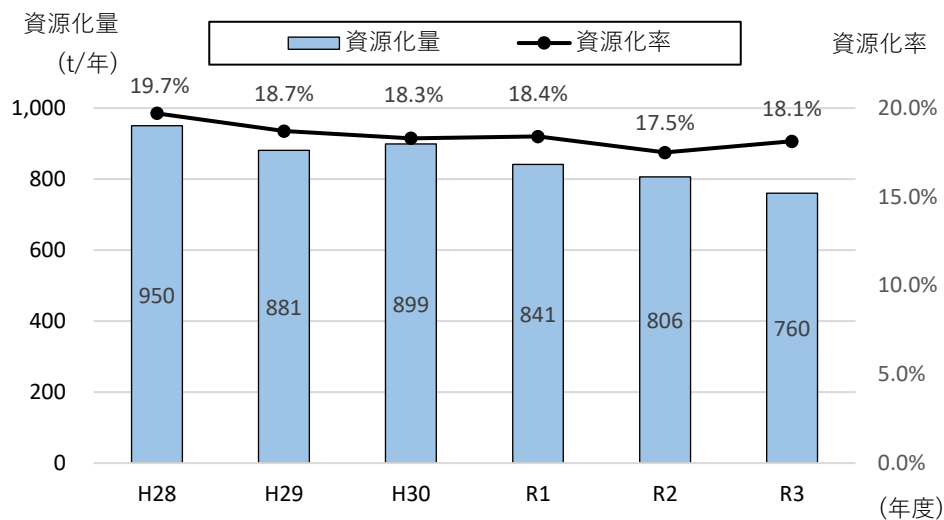
資源化量は減少傾向を示し、資源化率も低下傾向を示しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、集団資源回収を中止した団体があったこと等から、直接資源化量（集団資源回収、小型家電等）が大きく減少しています。

図表24 資源化量の実績

項目	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	単位						
資源化量	t/年	950	881	899	841	806	760
資源化率	%	19.7%	18.7%	18.3%	18.4%	17.5%	18.1%
直接資源化量（集団資源回収、小型家電等）	t/年	274	251	241	214	159	185
可燃物処理施設からの資源物	t/年	12	13	12	9	12	11
不燃・粗大ごみ処理施設からの資源物	t/年	99	94	97	91	113	89
資源・有害ごみ処理施設からの資源物	t/年	31	33	34	34	32	38
焼却灰（有効利用）	t/年	534	490	515	493	490	437
ごみ処理量	t/年	4,820	4,713	4,905	4,570	4,595	4,192

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）



第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

2-7 最終処分

組合で行う最終処分について、参考として以下に示します。

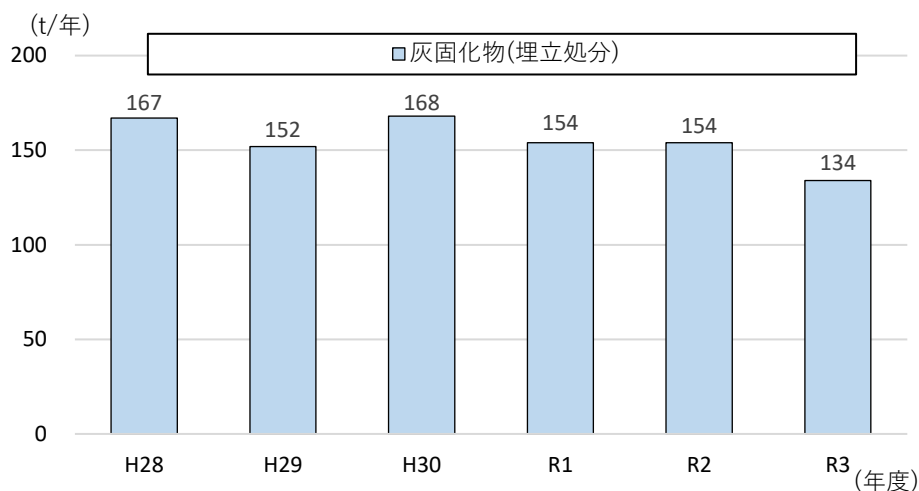
本町のごみ最終処分事業は、中間処理を組合が行い、最終処分を民間業者に委託しています。最終処分量は、図表 25 に示すとおりです。焼却灰等についてはセメント原料及び人工砂として有効利用を図っています。

図表25 最終処分量の実績

項目	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	単位						
最終処分量	t/年	167	152	168	154	154	134
最終処分率	%	3.5%	3.2%	3.4%	3.4%	3.4%	3.2%
焼却灰(資源化)	t/年	534	490	515	493	490	437
灰固化物(埋立処分)	t/年	167	152	168	154	154	134
最終処分量原単位	g/人・日	32.8	30.2	33.7	31.0	31.5	27.8

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）



第 2 編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

2-8 行財政

ごみに係る事業費は、図表 26 に示すとおりです。

図表26 ごみに係る事業費

項目			年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
			単位						
建設改良費			千円	0	0	0	0	4,507	8,390
	工事費	中間処理施設	千円	0	0	0	0	0	0
		最終処分場	千円	0	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0	0
		調査費	千円	0	0	0	0	0	0
組合 分担金			千円	0	0	0	0	4,507	8,390
処理及び 維持管理費			千円	169,962	95,415	84,294	97,806	97,098	94,861
	人件費		千円	4,989	5,880	6,057	3,858	5,990	6,000
	処理費	収集運搬費	千円	25	0	0	0	0	0
		中間処理費	千円	0	0	0	0	0	0
		最終処分費	千円	0	0	0	0	0	0
	委託費		千円	20,326	20,326	20,253	20,666	21,454	22,926
	組合 分担金		千円	62,722	69,209	57,984	73,287	69,654	65,935
合計			千円	88,062	95,415	84,294	97,811	101,605	103,251
計画収集 人口			人	13,950	13,813	13,646	13,559	13,412	13,218
一人あたり 処理費			円/人	6,313	6,908	6,177	7,214	7,576	7,811
組合分担金 合計			千円	62,722	69,209	57,984	73,287	74,161	74,325

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

「第2次神川町総合計画」の基本施策2のうち、ごみ処理に係る取組を以下に示します。

第3章 自然環境 — 2 環境保全と環境美化の推進

【基本方針】

2. 不法投棄防止の強化に努めるとともに、町民の美化活動を支援します。

【主な取組】

(2) 不法投棄対策の促進

①取り締まりの強化

町民や県及び警察と連携して、環境保全の指導や環境監視パトロール、看板の設置、不法投棄の取り締まりや指導を強化します。

(3) 環境美化の推進

①ごみのポイ捨て防止の推進

ごみの持ち帰り運動やポイ捨て防止を推進します。

②ボランティア活動の促進

行政区や子ども会等、各種団体と協力して清掃ボランティア活動を促進します。

第3章 自然環境 — 4 循環型社会の推進

【基本方針】

1. 循環型社会の形成に向け、町民のごみを減らす意識を高めるために4R（リフューズ～購入拒否、リデュース～減量化、リユース～再使用化、リサイクル～再資源化）の推進に努めます。

【主な取組】

(1) 4Rの推進

①啓発活動

持続可能な循環型社会を構築するため、行政区等と連携して、ごみの減量化や資源の有効利用に努めるとともに、買い物のレジ袋をもらわないようにする等ごみを減らす意識を高めるための取組として、ごみ4Rの推進に向けた啓発活動を実施します。

②減量化の促進

生ごみを堆肥化する生ごみ処理機の普及や買い物時にマイバッグ持参を推奨することにより包装の軽減を図る等、ごみの減量化を促進します。

(2) 再資源・再利用の推進

①リサイクルの促進

ごみの分別収集の徹底を図るとともに、資源ごみの量や品目の増加に対応できるよう、資源リサイクル活動を奨励し、地域に密着したリサイクルを推進します。

②資源ごみ回収の推進

各種団体と協力して、地域の集団回収の促進と資源ごみの回収を進めるとともに、小型家電のリサイクル回収等に取り組みます。

第3章 生活排水処理事業の現状

3-1 生活排水処理事業の概要

(1) 役割分担

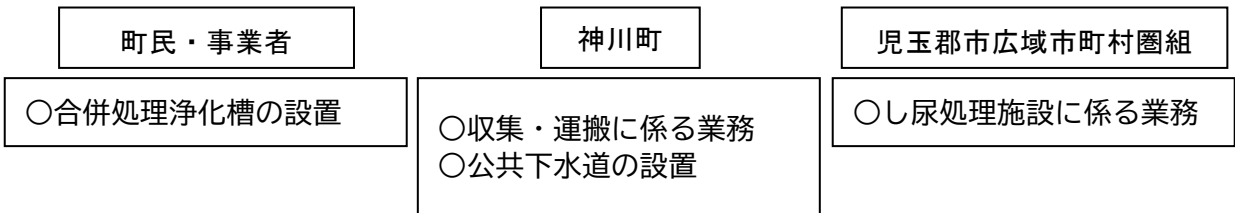
生活排水処理事業における本町と組合の関係は図表27に、生活排水(し尿及び生活雑排水)処理の概要は図表28に、それぞれ示すとおりです。

本町では、汲み取り便槽のし尿の収集・運搬は委託業者により行っており、浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者により行っています。組合は、本町及び他の構成市町の負担金を財源として、し尿処理施設でし尿及び浄化槽汚泥の中間処理を行っています。

また、公共下水道については本町が、合併処理浄化槽については町民・事業者が、それぞれ設置主体となります。

本町では、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」と整合する「神川町生活排水処理基本計画」を令和2年度に策定し、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を推進しています。

図表27 神川町及び組合の関係



図表28 生活排水処理の概要

区分 項目		生活排水処理形態			
		公共 下水道	合併処理 浄化槽	単独処理 浄化槽	し尿処理 施設
処理対象	生活排水	○	○	—	—
	し尿	○	○	○	○
	浄化槽汚泥	—	—	—	○
設置主体		神川町	町民・ 事業者	町民・ 事業者	組合

第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

(2) 処理フロー

現状の生活処理フローは、図表 29 に示すとおりです。

① 生活排水処理

家庭・事業所等から排出されたし尿と生活雑排水については、以下のように処理されて公共用水域に放流しています。

- 公共下水道

神川町特定環境保全公共下水道のし尿及び生活雑排水は、神川町渡瀬浄化センターで、利根川右岸流域下水道関連神川公共下水道のし尿及び生活雑排水は、小山川水循環センターで処理しています。

- 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽で処理されたし尿及び生活雑排水は、処理後発生する汚泥を利根グリーンセンターで処理しています。

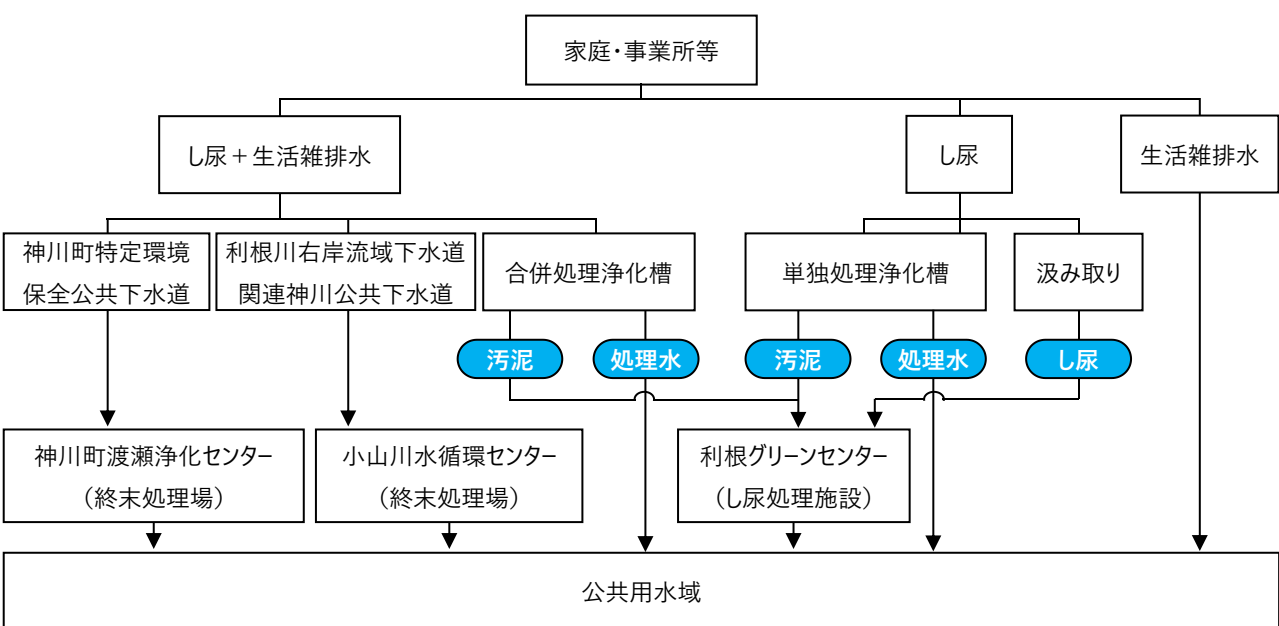
② 生活排水未処理

- 単独処理浄化槽、汲み取り

単独処理浄化槽で処理されたし尿は、処理後発生する汚泥を利根グリーンセンターで処理しています。浄化槽を設置していない家庭については、し尿は汲み取りで収集され、利根グリーンセンターで処理しています。

なお、生活雑排水については、未処理のまま公共用水域に放流されます。

図表29 生活排水処理フロー



第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

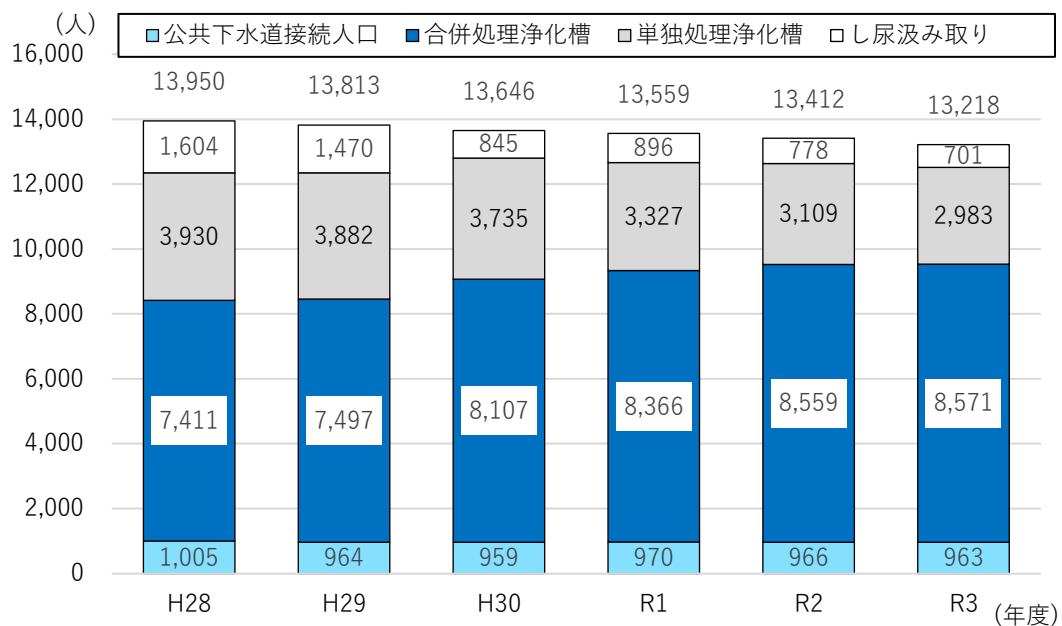
(3) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別の人口は、図表30に示すとおりです。

合併処理浄化槽の処理人口が最も多く、次いで単独処理浄化槽とし尿汲み取りの生活雑排水未処理人口となっており、公共下水道接続人口は横ばい傾向を示しています。

図表30 生活排水処理施設ごとの整備実績

区分		年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
		単位						
計画処理		人	13,950	13,813	13,646	13,559	13,412	13,218
区域内人口	生活排水	人	8,416	8,461	9,066	9,336	9,525	9,534
	処理人口	生活排水処理率	%	60.3%	61.3%	66.4%	68.9%	71.0%
	(公共下水道接続人口+合併処理浄化槽)	公共下水道整備区域内人口	人	1,827	1,784	1,726	1,714	1,660
		公共下水道接続人口	人	1,005	964	959	970	966
		合併処理浄化槽	人	7,411	7,497	8,107	8,366	8,559
		生活雑排水未処理人口	人	5,534	5,352	4,580	4,223	3,887
	単独処理浄化槽	人	3,930	3,882	3,735	3,327	3,109	2,983
		し尿汲み取り	人	1,604	1,470	845	896	778



第 2 編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

(4) 処理形態別概況

①公共下水道

本町の公共下水道については、上位計画である「利根川流域別下水道整備総合計画（利根川流総計画）」において基本方針が定められ、本町は「埼玉県生活排水処理施設整備構想」と整合する「神川町生活排水処理基本計画」を策定して、利根川右岸流域下水道及び神川町特定環境保全公共下水道の整備を推進しています。公共下水道の整備状況は、図表 31 に示すとおりです。

図表31 公共下水道の整備状況

項目		内容
行政面積(ha)		4,740
計画	処理面積(ha)	130
	処理人口(人)	1,600
現状 (令和3年度末)	整備面積(ha)	130
	区域内人口(人)	1,639
	接続人口(人)	963

②合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の設置基数は図表 32 に示すとおりです。

図表32 合併処理浄化槽の設置基数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	総設置基数 (R3 年度末)
新規設置基数 (各年度)	47	100	76	66	55	74	2,817

本町における合併処理浄化槽の設置に対する補助制度の状況は、図表 33 に示すとおりです。
本町では単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対して補助を行っています。

図表33 浄化槽設置に対する補助制度の状況

項目	内容
対象地域	下水道供用開始区域を除く町内全域
要件	○専用住宅に設置される 10 人槽以下のもの ○併用住宅（住宅部分の面積が 2 分の 1 以上）に設置される 10 人槽以下のもの
補助金額	○転換（5 人槽）444,000 円、（7 人槽）486,000 円、（10 人槽）576,000 円
	○撤去・処分費 60,000 円
	○配管費 64,000 円

第 2 編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

3-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出実態

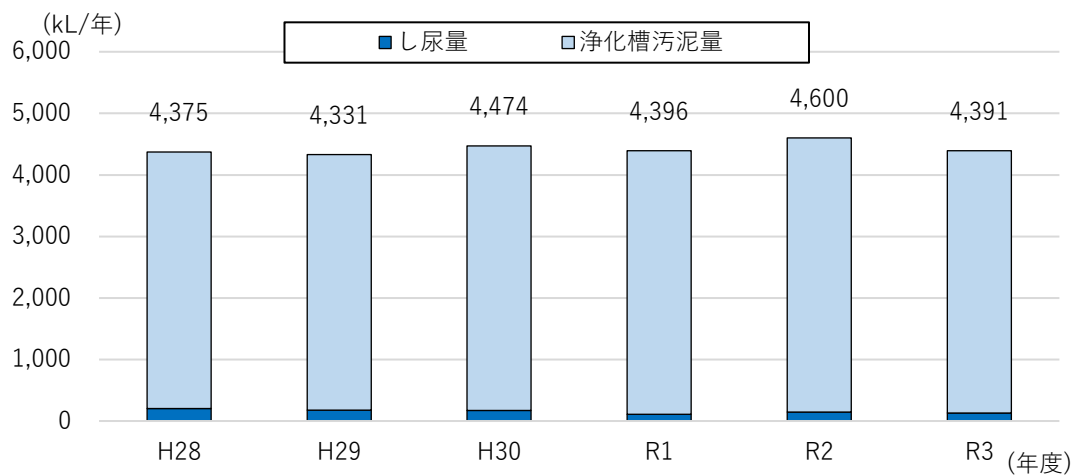
本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量は、図表 34 に示すとおりです。

し尿量は減少傾向で推移していますが、合併処理浄化槽の新設・転換により、汚泥量は増加傾向を示しています。

図表34 し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	単位						
し尿量	kL/年	206	179	174	111	146	131
浄化槽汚泥量	kL/年	4,169	4,152	4,300	4,285	4,454	4,260
合計	kL/年	4,375	4,331	4,474	4,396	4,600	4,391

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）



3-3 中間処理

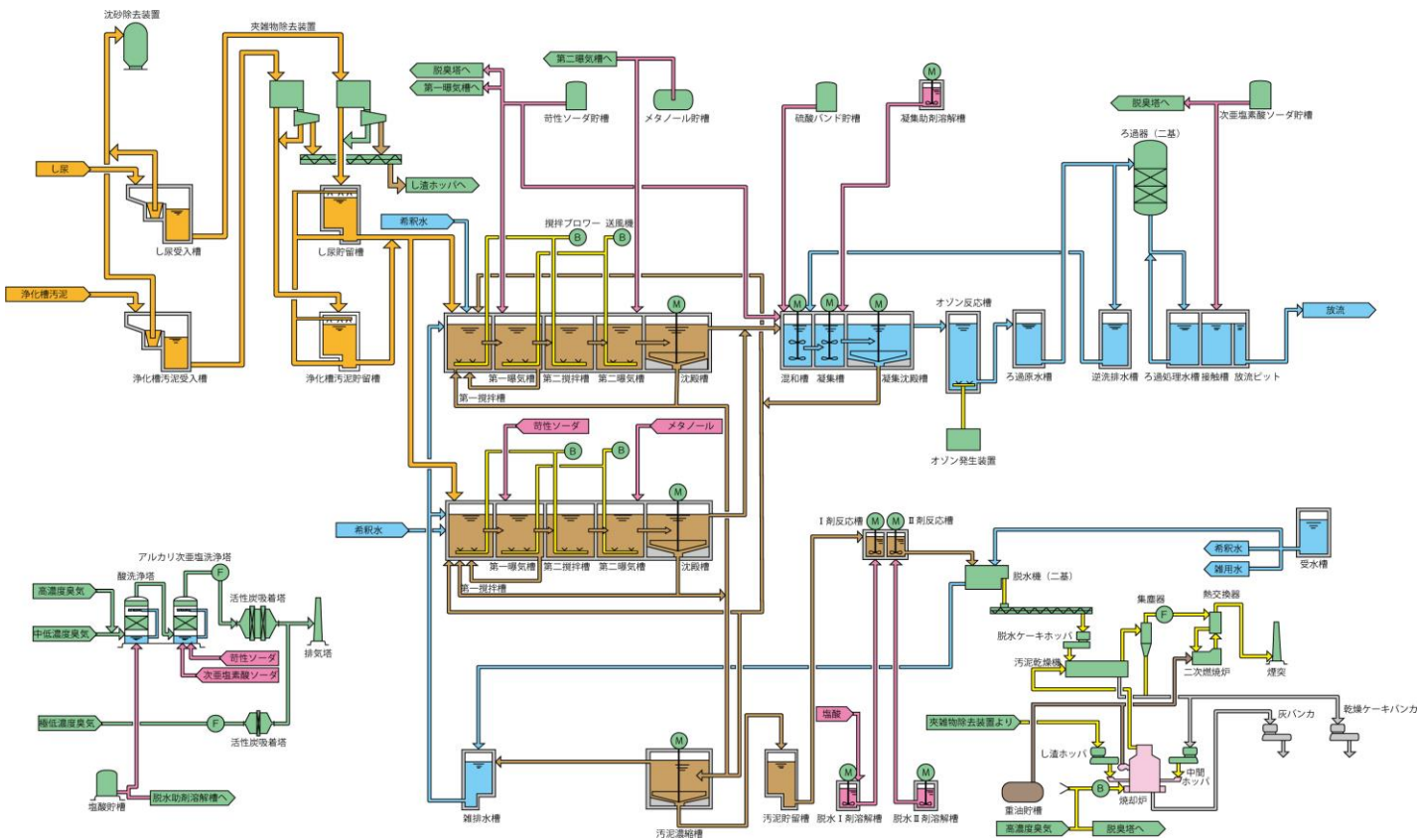
し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、組合が行っています。組合が所有する利根グリーンセンターの概要は図表 35 に、し尿処理施設フローは図表 36 に、それぞれ示すとおりです。

当該施設は、標準脱窒素方式のし尿処理施設です。余剰汚泥については再資源化を行っており、し渣とともに付帯する焼却施設で焼却処理を行っています。

図表35 利根グリーンセンターの概要

施設名	児玉郡市広域市町村圏組合利根グリーンセンター
所在地	本庄市新井 1029 番地 1
事業主体	児玉郡市広域市町村圏組合
構成市町	本庄市、美里町、神川町、上里町
竣工	平成 2 年 3 月 24 日
供用開始	平成 2 年 4 月
処理能力	150kL/日（し尿：109kL/日、浄化槽汚泥：41kL/日）
運転管理体制	委託
処理方式	一次・二次処理：標準脱窒素処理方式（低希釈法 8.7 倍）
	高度処理：凝集分離、オゾン、ろ過処理
	汚泥処理：濃縮、脱水、乾燥及び焼却処理
	脱臭処理：高、中低及び極低濃度 3 系統処理

図表36 し尿処理施設フロー



出典：パンフレット「利根グリーンセンター」（児玉郡市広域市町村圏組合）

第2編 神川町の概要及び廃棄物処理の現状

3-4 最終処分

組合における最終処分状況について、参考として示します。

組合の利根グリーンセンターの焼却設備において余剰汚泥等の焼却に伴い発生する焼却灰搬出量は図表37に示すとおりです。

焼却灰搬出量は横ばい傾向を示しています。現在民間の処理施設に持ち込まれ、人口砂等へ再生利用されています。

図表37 焼却灰搬出量の実績

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	単位						
焼却灰搬出量	t/年	24	22	24	20	22	22

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

3-5 行財政

し尿に係る事業費は図表38に示すとおりです。

図表38 し尿に係る事業費

項目			年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3		
			単位								
建設改良費			千円	2,491	4,616	2,960	1,352	2,124	10,292		
			工事費	中間処理施設	千円	0	0	0	0	0	0
				最終処分場	千円	0	0	0	0	0	0
				その他	千円	0	0	0	0	0	0
			調査費		千円	0	0	0	0	0	0
			組合分担費		千円	2,491	4,616	2,960	1,352	2,124	10,292
処理及び 維持管理費			千円	40,381	30,105	31,899	33,757	32,505	24,670		
			人件費		千円	7,348	7,541	7,279	6,164	5,990	6,000
			処理費	収集運搬費	千円	0	0	0	0	0	0
				中間処理費	千円	0	0	0	0	0	0
				最終処分費	千円	0	0	0	0	0	0
			車両等購入費		千円	0	0	0	0	0	0
			委託費		千円	130	130	130	130	132	132
			その他		千円	0	0	0	0	0	0
			組合分担費		千円	32,903	22,434	24,490	27,463	26,383	18,538
その他			千円	0	0	0	0	0	0		
合計			千円	42,872	34,721	34,859	35,109	34,629	34,962		
浄化槽及び計画収集人口			人	13,950	13,813	13,646	13,559	13,412	13,218		
一人あたり処理費			円/人	3,073	2,514	2,555	2,589	2,582	2,645		
組合分担費合計			千円	35,394	27,050	27,450	28,815	28,507	28,830		

※浄化槽及び計画収集人口は、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取りの合計

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

3-6 神川町の計画

「第2次神川町総合計画」の基本施策2のうち、生活排水処理に係る取組を以下に示します。

第3章 自然環境 — 3 下水道整備

【基本方針】

1. 既存下水道整備区域については、事業の継続性を念頭に置いた維持管理を進めます。
2. 下水道整備区域外については、合併浄化槽への転換を促進する等、地域の実情に即した施策を展開します。

【主な取組】

(1) 生活排水処理施設の整備

①下水道事業の推進

中長期的な実施計画である神川町公共下水道事業経営戦略を推進するとともに、加入推進により接続率の向上に努める一方、施設の効率的な維持管理に努めます。

②合併処理浄化槽の設置を促進

下水道整備地域外は、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、適正な維持管理に努めます。

第 3 編

一般廃棄物処理基本計画

第1章 ごみ処理基本計画

1-1 計画フレーム

(1) 予測手法

本計画の将来予測は、組合が行った将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測を用います。組合による予測手法を以下に示します。

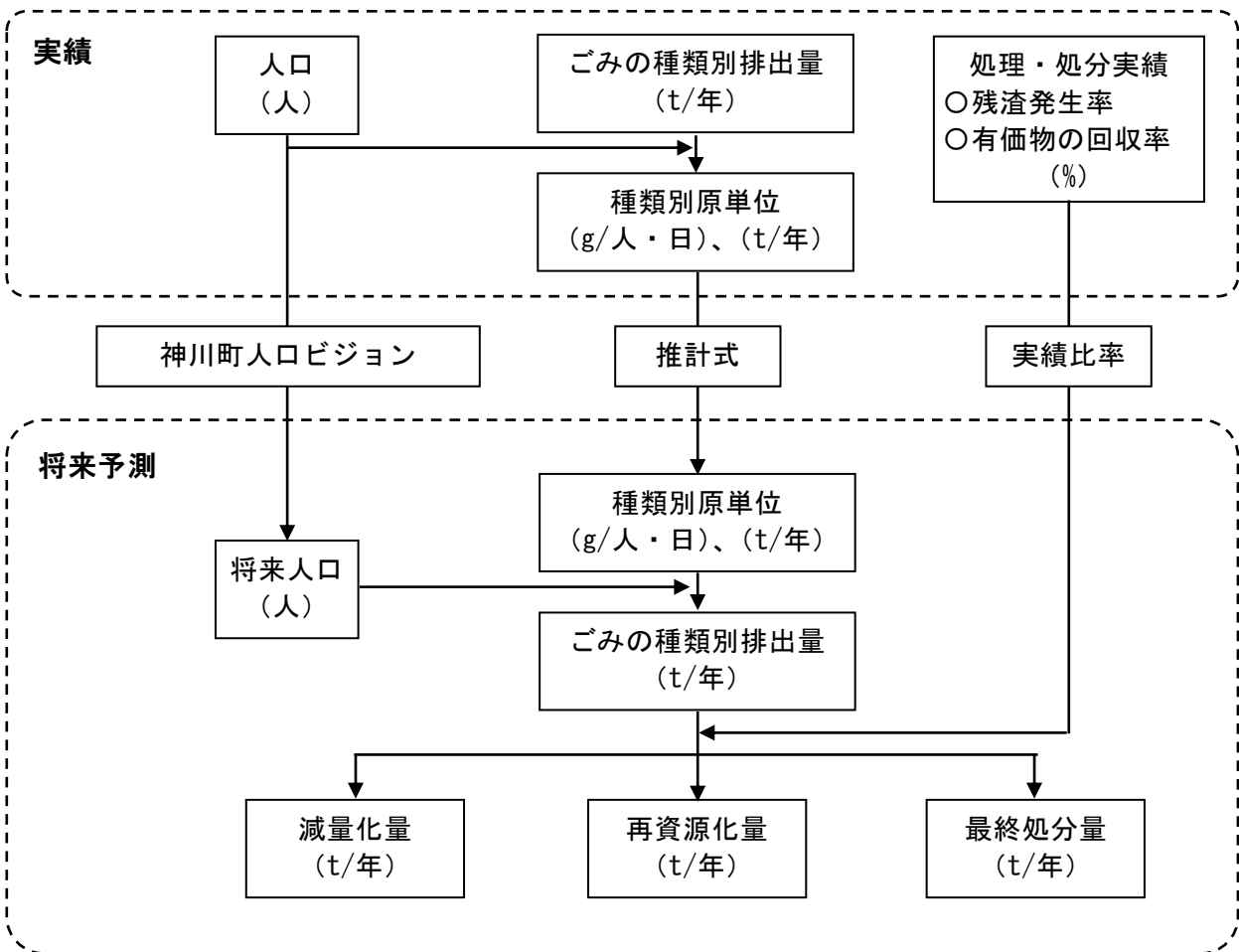
過去5年間（平成28～令和2年度）の実績値を基に、「ごみ処理施設構造指針解説」（昭和62年 厚生省監修）に示す推計式を用いて予測する。

家庭系ごみ（収集及び直接搬入の家庭ごみ、集団資源回収）は1人1日あたりの原単位（g/人・日）に換算し、事業系ごみは1日あたりの原単位（t/日）に換算して予測する。

家庭系ごみ及び事業系ごみの内訳は、令和2年度実績比で割り振る。

次に、過去5年間残渣発生率や有価物の回収率を参考に、将来の資源化量・最終処分量を算出する。

図表39 予測手法



第3編 一般廃棄物処理基本計画

5つの推計式によって5とおりの予測値を算出し、このうち過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが論理的矛盾をきたさないこと等を考慮して、最も妥当と判断されるものを採用する。

図表40 予測に用いる推計式の概要

推計式名	推計式	特性	備考
① 1次傾向線	$Y = a \cdot X + b$	過去の実績を用いて直線式に当てはめて推定。増加又は減少傾向がはっきり出る。ただし、実績に増減がある場合は正確さが劣る。	Y：推計値（原単位等） X：年度数（実績初年度を1とする） a、b、c、K：係数
② べき曲線	$Y = a \cdot X^b$	過去の実績からべき曲線式に当てはめて推定。ある一定のべき係数（b乗）で増加又は減少を繰り返す式であり、比較的あてはまりがよい傾向にある。	
③ 2次傾向線	$Y = a \cdot X^2 + b \cdot X + c$	過去の実績から2次曲線に当てはめて推定。実績が緩やかな曲線を描く場合は、ある程度正確であるが、増減を繰り返す場合や、増加の後に減少になる場合などは傾向が極端に出る。	
④ 1次指数曲線	$Y = a \cdot b^x$	過去の実績を用いて1次指数曲線式に当てはめて推定。実績の増減値が等比級数的（ある程度極端な増減）な傾向がある場合は正確さがあり、これ以外では極端な傾向となる。	
⑤ ロジスティック曲線	$Y = K / \{1 + a \cdot \text{EXP}(-b \cdot X)\}$	過去の実績を用いてロジスティック曲線式に当てはめて推定。Kは一定数、EXPは自然対数の底（基準値）を表す。この数式は一定数Kに収束するような推定と	

第3編 一般廃棄物処理基本計画

(2) 将来人口の見込み

本町では令和2年3月に「神川町人口ビジョン」を策定し、令和22(2040)年に約12,000人、令和42(2060)年で約10,000人を目標としています。

本計画における将来人口の予測は、「神川町人口ビジョン」(令和2年3月)に基づく推計により、図表41のように設定します。

図表41 本計画の期間における年度ごとの将来人口

単位：人

年度	人口実績 (各年10月1日現在住民基本台帳)	将来人口予測 (組合調べ)
平成28	13,950	
平成29	13,813	
平成30	13,646	
令和元(2019)	13,559	
令和2(2020)	13,412	
令和3(2021)	13,218	
令和4(2022)	13,146	13,238
令和5(2023)		13,151
令和6(2024)		13,064
令和7(2025)		12,977
令和8(2026)		12,890
令和9(2027)		12,803
令和10(2028)		12,716
令和11(2029)		12,629
令和12(2030)		12,546
令和13(2031)		12,446
令和14(2032)		12,346
令和15(2033)		12,246
令和16(2034)		12,146
令和17(2035)		12,046
令和18(2036)		11,946

※人口実績は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)に従い、各年10月1日現在の住民基本台帳を用いている

第3編 一般廃棄物処理基本計画

(3) 将来ごみ量の見込み

現状の施策を継続した場合の将来ごみ量の予測を示します。

予測の数値は、組合が過去5年間（平成28～令和2年度）の実績値を基に推計したもので、詳細は資料編に掲載しています。

①家庭系ごみ量の見込み

現状の施策を継続した場合の、家庭系ごみ量の予測は、図表42・43に示すとおりです。（各年度の予測値は資料編参照）

家庭系ごみの1人1日あたりの排出量（原単位）の実績を前述の推計式にあてはめ、将来の動向を推計しています。また、集団資源回収は実績傾向が異なるため、別途推計を行っています。

図表42 将来家庭系収集ごみ量の予測

項目	年度 単位	実績	予測			
		R2	R7	R12	R18	
計画収集人口	人	13,412	12,977	12,546	11,946	
年間日数	日	365	365	365	365	
家庭系収集ごみ量	t/年	3,379	3,333	3,288	3,186	
可燃ごみ	t/年	2,900	2,866	2,844	2,767	
不燃ごみ	t/年	272	269	267	260	
資源ごみ	t/年	36	36	35	34	
粗大ごみ	t/年	9	9	9	9	
有害ごみ	t/年	3	3	3	3	
集団資源回収	t/年	159	150	131	114	
家庭系収集ごみ原単位	g/人・日	690.24	703.60	718.09	730.71	
可燃ごみ	g/人・日	592.40	605.17	621.06	634.58	
不燃ごみ	g/人・日	55.56	56.76	58.25	59.52	
資源ごみ	g/人・日	7.35	7.51	7.71	7.87	
粗大ごみ	g/人・日	1.84	1.88	1.93	1.97	
有害ごみ	g/人・日	0.61	0.62	0.64	0.65	
集団資源回収	g/人・日	32.48	31.66	28.50	26.12	

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、組合調べ

第3編 一般廃棄物処理基本計画

図表43 将来家庭系直接搬入ごみ量の予測

項目	年度	実績	予測		
	単位	R2	R7	R12	R18
計画収集人口	人	13,412	12,977	12,546	11,946
年間日数	日	365	365	365	365
家庭系直接搬入ごみ量	t/年	448	443	439	427
可燃ごみ	t/年	299	296	293	285
不燃ごみ	t/年	49	48	48	47
粗大ごみ	t/年	100	99	98	95
有害ごみ	t/年	0	0	0	0
家庭系直接搬入ごみ原単位	g/人・日	91.51	93.50	95.95	98.03
可燃ごみ	g/人・日	61.08	62.40	64.04	65.43
不燃ごみ	g/人・日	10.01	10.23	10.49	10.72
粗大ごみ	g/人・日	20.43	20.87	21.42	21.88
有害ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、組合調べ

②事業系ごみ量の見込み

現状の施策を継続した場合の将来事業系ごみ量の予測は図表44に示すとおりです。（各年度の予測値は資料編参照）

事業系ごみの日平均発生量の実績を前述の推計式にあてはめ、将来の動向を推計しています。

図表44 将来事業系ごみ量の予測

項目	年度	実績	予測		
	単位	R2	R7	R12	R18
計画収集人口	人	13,412	12,977	12,546	11,946
年間日数	日	365	365	365	365
事業系ごみ量	t/年	768	719	653	606
可燃ごみ	t/年	765	716	651	604
不燃ごみ	t/年	3	3	3	2
資源ごみ	t/年	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	0	0	0	0
有害ごみ	t/年	0	0	0	0
事業系ごみ原単位	g/人・日	156.88	151.80	142.68	138.96
可燃ごみ	g/人・日	156.27	151.21	142.12	138.42
不燃ごみ	g/人・日	0.61	0.59	0.56	0.54
資源ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00
粗大ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00
有害ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、組合調べ

第3編 一般廃棄物処理基本計画

③ 総ごみ排出量の見込み

現状の施策を継続した場合の、家庭系ごみと事業系ごみを合わせた総ごみ排出量の予測は、図表45に示すとおりです。（各年度の予測値は資料編参照）

図表45 将来総ごみ排出量の予測

項目		年度	実績	予測			
		単位	R2	R7	R12	R18	
計画収集人口		人	13,412	12,977	12,546	11,946	
年間日数		日	365	365	365	365	
総ごみ排出量		t/年	4,595	4,495	4,381	4,219	
		可燃ごみ	t/年	3,964	3,878	3,788	3,656
		不燃ごみ	t/年	324	320	318	309
		資源ごみ	t/年	36	36	35	34
		粗大ごみ	t/年	109	108	107	104
		有害ごみ	t/年	3	3	3	3
		集団資源回収	t/年	159	150	131	114
総ごみ排出量原単位		g/人・日	938.64	948.91	956.72	967.69	
		可燃ごみ	g/人・日	809.75	818.78	827.22	838.43
		不燃ごみ	g/人・日	66.18	67.58	69.30	70.87
		資源ごみ	g/人・日	7.35	7.51	7.71	7.78
		粗大ごみ	g/人・日	22.27	22.75	23.35	23.85
		有害ごみ	g/人・日	0.61	0.62	0.64	0.65
		集団資源回収	g/人・日	32.48	31.66	28.50	26.12
家庭系ごみ	排出量	t/年	3,827	3,776	3,727	3,613	
	原単位	g/人・日	781.76	791.10	814.04	828.74	
事業系ごみ	排出量	t/年	768	719	653	606	
	原単位	g/人・日	156.88	151.80	142.68	138.96	

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、組合調べ

第3編 一般廃棄物処理基本計画

④ 資源化量の見込み

現状の施策を継続した場合の、資源化量の予測は、図表 46 に示すとおりです。（各年度の予測値は資料編参照）

図表46 資源化量の予測

項目	年度 単位	実績	予測		
		R2	R7	R12	R18
資源化量	t/年	806	783	751	713
資源化率	%	17.5%	17.4%	17.1%	16.9%

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、組合調べ

⑤ 最終処分量の見込み

現状の施策を継続した場合の、最終処分量の予測は、図表 47 に示すとおりです。（各年度の予測値は資料編参照）

図表47 最終処分量の予測

項目	年度 単位	実績	予測		
		R2	R7	R12	R18
最終処分量	t/年	154	151	148	142
最終処分率	%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%
最終処分量原単位	g/人・日	31.5	31.9	32.2	32.7

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、組合調べ

第3編 一般廃棄物処理基本計画

(4) ごみ減量化・再資源化目標

①国及び埼玉県的目標値

国では、循環型社会形成推進基本法に基づき「第四次循環型社会形成推進基本計画」を示し、一般廃棄物の減量化・再資源化目標を定めています。

また、埼玉県では、「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」（以下「県計画」といいます）を策定し、同様に目標を定めています。

国及び埼玉県の目標値は、図表48に示すとおりです。

図表48 国及び埼玉県の目標値

策定	国		埼玉県	
名称	「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）		「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」（令和3年3月）	
目標年度	令和7年度		令和7年度（基準年度平成30年度）	
目標	ごみ原単位	850g/人・日	家庭系ごみ原単位（資源除く） 【基準年度比】	440g/人・日 【約16%削減】
			事業系ごみ排出量 【基準年度比】	451千t 【約16%削減】
	家庭系ごみ原単位（資源除く）	440g/人・日	最終処分量原単位 【基準年度比】 ※埋立処分	28g/人・日 【約18%削減】
			再生利用率 【基準年度比】	33.6% 【約9.7pt増加】

国の目標値（ごみ原単位、家庭系ごみ原単位（資源除く））及び埼玉県の目標値（家庭系ごみ原単位（資源除く）、事業系ごみ削減率、最終処分量原単位、再生利用率）に対する本町における達成見込みは、図表49・50に示すとおりです。

現状のままでは、国及び埼玉県の目標値を達成できないと見込まれます。したがって、今後さらなる減量化に取り組むとともに、再資源化率の向上を図ることが求められます。また、最終処分の段階では、すでに焼却灰等の有効利用等に取り組んでいることから、今後も現状の施策を継続していく必要があります。

第 3 編 一般廃棄物処理基本計画

図表49 国の目標に対する本町の達成見込み

項目		内容
ごみ原単位	令和 2 年度実績（本町）	939g/人・日
	令和 7 年度予測（本町）	949g/人・日
	令和 7 年度目標（国）	850g/人・日
	達成見込み	×
家庭系ごみ原単位 （資源除く）	令和 2 年度実績（本町）	742g/人・日
	令和 7 年度予測（本町）	758g/人・日
	令和 7 年度目標（国）	440g/人・日
	達成見込み	×

図表50 埼玉県目標に対する本町の達成見込み

項目		内容
家庭系ごみ原単位 （資源除く）	平成 30 年度実績（本町）	705g/人・日
	令和 2 年度実績（本町）	742g/人・日
	令和 7 年度予測（本町）	758g/人・日
	令和 7 年度目標（県）	440g/人・日
	達成見込み	×
事業系ごみ排出量	平成 30 年度実績（本町）	1,116t
	令和 2 年度実績（本町）	768t
	令和 7 年度予測（本町）	719t 平成 30 年度比約 35.6%減
	令和 7 年度目標（県）	平成 30 年度比約 16%削減
	達成見込み	○
最終処分量原単位 （埋立処分）	平成 30 年度実績（本町）	33.7g/人・日
	令和 2 年度実績（本町）	31.5g/人・日
	令和 7 年度予測（本町）	31.9g/人・日
	令和 7 年度目標（県）	28g/人・日
	達成見込み	×
再生利用率	平成 30 年度実績（本町）	18.3%
	令和 2 年度実績（本町）	17.5%
	令和 7 年度予測（本町）	17.4%—
	令和 7 年度目標（県）	33.6%
	達成見込み	×

第 3 編 一般廃棄物処理基本計画

② 本計画の目標の考え方

組合では、「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」に照らし合わせ、現状分析と構成市町の意向を踏まえて、一般廃棄物処理基本計画においてごみ減量化・資源化目標を設定しています。

本計画は組合の計画と整合する必要があることから、組合による次の考え方を基本として設定します。なお、組合の計画が令和 3（2021）年度が計画初年度であるため、表記上は令和 3（2021）年度からの削減目標となっています。

- 家庭系ごみ（資源ごみ・集団資源回収を除く家庭系収集ごみと家庭系直接搬入ごみ）排出量原単位

令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度は年間 2%削減し、令和 8（2026）年度以降は年間 1%削減する

- 家庭系の資源ごみ及び集団資源回収排出量原単位

年間 1%増加する

- 事業系ごみ排出量

令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度は年間 2%削減し、令和 8（2026）年度以降は年間 1%削減する

- 資源化率

令和 18（2036）年度までに 18.2%を目指す

- 最終処分量

現状の施策（焼却灰等の有効利用等）を継続していく

第3編 一般廃棄物処理基本計画

(5) 将来ごみ量の目標値

目標の考え方を踏まえて、将来の目標値を設定します。

目標として設定した数値は、組合が令和2年度実績を基準として推計したもので、詳細は資料編に掲載しています。

① 家庭系収集ごみ量の目標値

家庭系収集ごみ量の目標値は図表51に示すとおりです。（各年度の目標値は資料編参照）

図表51 家庭系収集ごみ量の目標値

項目	年度	実績	目標			
	単位	R2	R7	R12	R18	
計画収集人口	人	13,412	12,977	12,546	11,946	
年間日数	日	365	365	365	365	
家庭系収集ごみ量	t/年	3,379	3,027	2,837	2,572	
	可燃ごみ	t/年	2,900	2,580	2,417	2,186
	不燃ごみ	t/年	272	242	227	205
	資源ごみ	t/年	36	37	39	40
	粗大ごみ	t/年	9	8	8	7
	有害ごみ	t/年	3	3	2	2
	集団資源回収	t/年	159	157	144	132
家庭系収集ごみ原単位	g/人・日	690.24	639.11	619.42	589.84	
	可燃ごみ	g/人・日	592.40	544.65	527.90	501.32
	不燃ごみ	g/人・日	55.56	51.08	49.51	47.02
	資源ごみ	g/人・日	7.35	7.89	8.48	9.13
	粗大ごみ	g/人・日	1.84	1.69	1.64	1.56
	有害ごみ	g/人・日	0.61	0.56	0.54	0.51
	集団資源回収	g/人・日	32.48	33.24	31.35	30.30

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、組合調べ

第3編 一般廃棄物処理基本計画

② 家庭系直接搬入ごみ量の目標値

家庭系直接搬入ごみ量の目標値は図表 52 に示すとおりです。(各年度の目標値は資料編参照)

図表52 家庭系直接搬入ごみ量の目標値

項目	年度		実績		目標	
	単位		R2	R7	R12	R18
計画収集人口	人		13,412	12,977	12,546	11,946
年間日数	日		365	365	365	365
家庭系直接搬入ごみ量	t/年		448	399	373	338
可燃ごみ	t/年		299	266	249	225
不燃ごみ	t/年		49	44	41	37
粗大ごみ	t/年		100	89	83	75
有害ごみ	t/年		0	0	0	0
家庭系直接搬入ごみ原単位	g/人・日		91.51	84.15	81.56	77.45
可燃ごみ	g/人・日		61.08	56.16	54.43	51.69
不燃ごみ	g/人・日		10.01	9.21	8.92	8.47
粗大ごみ	g/人・日		20.43	18.78	18.21	17.29
有害ごみ	g/人・日		0.00	0.00	0.00	0.00

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、組合調べ

③ 事業系ごみ量の目標値

事業系ごみの目標値は図表 53 に示すとおりです。(各年度の目標値は資料編参照)

図表53 事業系ごみ量の目標値

項目	年度		実績		目標	
	単位		R2	R7	R12	R18
計画収集人口	人		13,412	12,977	12,546	11,946
年間日数	日		365	365	365	365
事業系ごみ量	t/年		768	647	555	479
可燃ごみ	t/年		765	645	553	477
不燃ごみ	t/年		3	3	2	2
資源ごみ	t/年		0	0	0	0
粗大ごみ	t/年		0	0	0	0
有害ごみ	t/年		0	0	0	0
事業系ごみ原単位	g/人・日		156.88	136.62	121.27	109.78
可燃ごみ	g/人・日		156.27	136.09	120.80	109.35
不燃ごみ	g/人・日		0.61	0.53	0.47	0.43
資源ごみ	g/人・日		0.00	0.00	0.00	0.00
粗大ごみ	g/人・日		0.00	0.00	0.00	0.00
有害ごみ	g/人・日		0.00	0.00	0.00	0.00

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、組合調べ

第3編 一般廃棄物処理基本計画

④ 総ごみ排出量の目標値

総ごみ排出量の目標値は、図表 54 に示すとおりです。（各年度の目標値は資料編参照）

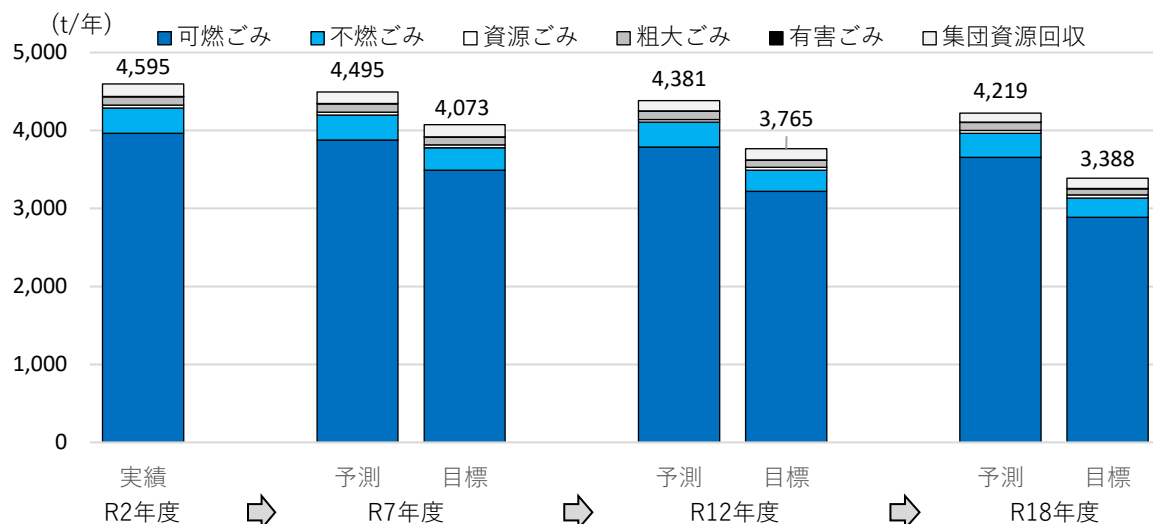
図表54 総ごみ排出量の目標値

項目	年度 単位	実績	目標			
		R2	R7	R12	R18	
計画収集人口	人	13,412	12,977	12,546	11,946	
年間日数	日	365	365	365	365	
総ごみ排出量	t/年	4,595	4,073	3,765	3,388	
可燃ごみ	t/年	3,964	3,490	3,220	2,888	
不燃ごみ	t/年	324	288	270	244	
資源ごみ	t/年	36	37	39	40	
粗大ごみ	t/年	109	97	91	82	
有害ごみ	t/年	3	3	2	2	
集団資源回収	t/年	159	157	144	132	
総ごみ排出量原単位	g/人・日	938.64	859.88	822.25	777.07	
可燃ごみ	g/人・日	809.75	736.90	703.13	662.36	
不燃ごみ	g/人・日	66.18	60.82	58.90	55.92	
資源ごみ	g/人・日	7.35	7.89	8.48	9.13	
粗大ごみ	g/人・日	22.27	20.47	19.85	18.85	
有害ごみ	g/人・日	0.61	0.56	0.54	0.51	
集団資源回収	g/人・日	32.48	33.24	31.35	30.30	

家庭系ごみ	排出量	t/年	3,827	3,426	3,210	2,910
	原単位	g/人・日	781.76	723.26	700.98	667.29
事業系ごみ	排出量	t/年	768	647	555	479
	原単位	g/人・日	156.88	136.62	121.27	109.78

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、組合調べ



第3編 一般廃棄物処理基本計画

⑤ 資源化量の目標値

資源化量の目標値は、図表 55 に示すとおりです。（各年度の目標値は資料編参照）

図表55 資源化量の目標値

項目	年度	実績	目標		
	単位	R2	R7	R12	R18
資源化量	t/年	806	731	679	616
資源化率	%	17.5%	18.0%	18.0%	18.2%

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、組合調べ

⑥ 最終処分量の目標値

最終処分量の目標値は、図表 56 に示すとおりです。（各年度の目標値は資料編参照）

図表56 最終処分量の目標値

項目	年度	実績	目標		
	単位	R2	R7	R12	R18
最終処分量	t/年	154	136	125	113
最終処分率	%	3.4%	3.3%	3.3%	3.3%
最終処分量原単位	g/人・日	31.5	28.7	27.4	25.8

※四捨五入により端数が合わない場合や合計値が一致しない場合がある

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、組合調べ

1-2 ごみ処理基本方針

本町のごみ処理の現状と予測を踏まえ、本計画におけるごみ処理基本方針を次のように定めます。

【ごみ処理基本方針】

- ごみの適正排出の推進
- ごみ 4R の推進

(1) 「ごみの適正排出の推進」

分別情報の発信など、ごみ出しにおける町民ニーズに配慮しながら、効率的・効果的な収集・運搬体制について適宜見直し、適正排出を推進します。

(2) 「ごみ 4R の推進」

持続可能な循環型社会を構築するため、行政区等と連携して、ごみの減量化や食品ロス削減、資源の有効利用に努めるとともに、包装やレジ袋を断るといった入り口での意識・行動を向上させる 4R を推進します。4R とは、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に「断る」を意味するリフューズを加えたものです。

また、現状で可燃ごみなどに混在している資源ごみについて分別の徹底を促すとともに、プラスチックごみ資源化などの新たな取組を推進します。

1-3 減量化・資源化計画

前述の目標の達成に向けた取組について示します。

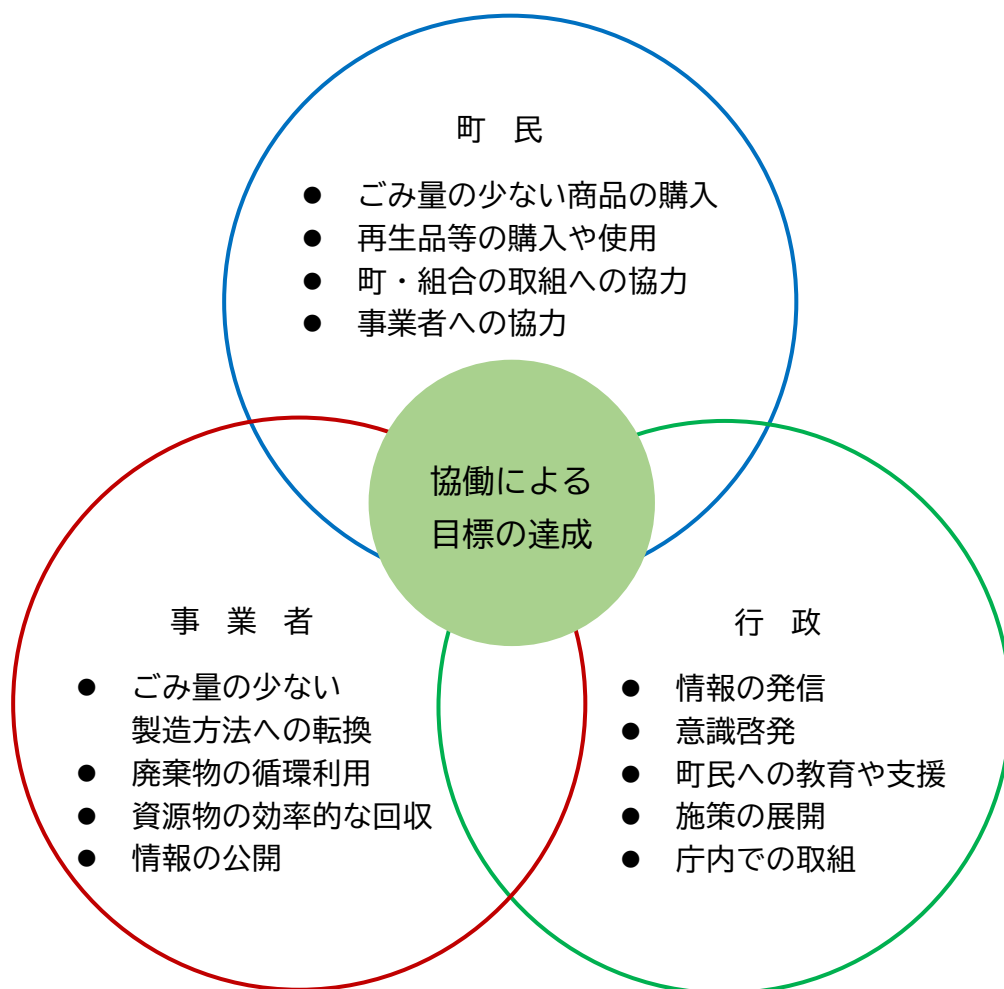
(1) 町民、事業者、行政（本町、組合）の役割分担と協働

ごみの排出を抑制し、適正な循環的利用を行う循環型社会を形成するためには、町民、事業者、行政（本町、組合）が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的な役割を果たし、協働しながらごみの排出抑制と資源循環利用を推進することが、必要不可欠です。

今後も、多様な媒体を効果的に活用し、町民、事業者に対して、各主体が取り組むべきことの普及・啓発を推進します。

役割分担と協働のスキームは図表57のとおりです。

図表57 役割分担と協働のスキーム



第3編 一般廃棄物処理基本計画

(2) 町民、事業者、行政（本町、組合）の各主体による取組

① 町民の取組

町民は、ごみを排出する当事者として自ら排出抑制に努めるとともに、本町及び組合が取り組むごみの減量化・資源化に関する施策に協力します。具体的な取組内容は図表 58 のとおりです。

図表58 町民の取組

分類	取組
資源等分別回収の促進	古紙・古布類等については、集団資源回収や店舗の店頭回収などを利用する。
	小型家電については、拠点回収、イベント回収及び宅配便回収を利用する。
	リターナブルビンについては、販売店等に返却する。
	食品トレイなどについて、店舗の店頭回収を利用する。
	ごみの分別収集に協力し、分別区分ごとに適正に分別する。
	家電4品目やパソコンは法令に従って適正な回収に出す。
生ごみの排出抑制及び食品ロスの削減	計画的に食品を購入し、消費期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫するなどして、食べ残し・使い残しをなくす。
	生ごみはできるだけ水切りに努め、可能であれば自家処理を行う。
過剰包装の自粛	買い物ではマイバッグを使い、レジ袋や紙袋の使用を減らすように努めるとともに、使い捨ての食器（割り箸、スプーン、フォーク等）などもできるだけ断る。
	贈答品では、贈られる者に配慮しつつ、できるだけ簡易な包装を選ぶ。
使い捨て製品の使用抑制	使い捨て製品をなるべく使わないようにするとともに、詰め替え商品等の利用に努める。
	できるかぎり商品が無駄にしない生活スタイルを心がける。
再生品、不要品の再使用	トイレットペーパー等の日用品は、再生品を使用するように努める。
	壊れたら修理して使う、不要になったものを譲る、中古品を活用するなど、ものを長く大切に使うことに努める。

第3編 一般廃棄物処理基本計画

② 事業者の取組

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制・資源化に努めるとともに、本町及び組合が取り組むごみの減量化・資源化に関する施策に協力します。具体的な取組内容は図表59のとおりです。

図表59 事業者の取組

分類	取組
ごみ排出事業者	事業活動に伴って発生するごみは、産業廃棄物との分別を徹底し、事業所内で発生抑制・資源化に努める。
	事務用品や日用品等、事業活動に使用する原材料について再生品の使用に努める。
	食品関連事業者は、「食品リサイクル法」に基づき厨芥類の減量化・資源化を推進する。
	飲食業者は、客が食べられる量や持ち帰りに配慮し、食品ロス削減に努める。
	小型充電式電池及びパソコン等の指定再資源化製品は、「資源有効利用促進法」に基づき適正なルートで排出する。
製造事業者	使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努める。
	有効期間ができるだけ長くなるような製品開発に努め、修理サービス等の拡大を図る。
	再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努める。
	宣伝広告等を通じて、ごみの排出抑制・資源化の意識向上を促す。
流通業者・販売業者	消費者にマイバッグ持参を呼びかけ、過剰包装を行わず、適正包装の促進と環境配慮包装の開発に努める。
	使い捨て容器を用いた商品を自粛し、環境やリサイクルを考えた商品の販売に努める。
	プラスチックごみの削減と、バイオプラスチック製品や木・紙製品などへの代替に努める。
	容器包装等の回収ルートの整備に努める。
	消費者へ再生品の利用を推奨する。

第3編 一般廃棄物処理基本計画

③ 行政（本町、組合）の取組

本町及び組合は、町民・事業者・行政の役割を明示し、総合的・計画的な施策の推進を図ります。具体的な取組内容は図表60のとおりです。

図表60 町民向けの行政の取組

分類	取組
環境教育・啓発活動	広報紙やホームページ、ごみ分別アプリなど様々な媒体を活用し、町民、事業者に対してごみの出し方や資源化に関する啓発を徹底する。
	学校や地域社会の場において、副読本を活用した教育や、ごみ処理施設の見学会などの教育啓発活動に積極的に取り組む。
助成・支援	集団資源回収に係る補助制度、資源ごみの分別収集に係る補助制度、生ごみ処理機器購入に係る補助制度の普及促進に努める。
過剰包装の抑制	マイバッグ持参運動を推進するとともに、小売店・スーパー等に対して過剰包装の自粛を働きかける。
各種リサイクル法への対応	【容器包装リサイクル法】分別収集を実施している品目については、啓発活動等により排出マナーや分別の徹底を推進し、品質の向上と適正収集を図る。
	【プラスチック資源循環法】プラスチック使用製品廃棄物の分別収集について早期取組を進める。
	【グリーン購入法】行政自らが事務用品、コピー用紙、トイレットペーパー等の庁用品に再生品を使用するとともに、各事業者への拡大に努める。
	紙類の分別収集について早期取組を進める。

第3編 一般廃棄物処理基本計画

1-4 分別計画

将来の分別区分は、図表 61 に示すとおりです。当面は現状の 6 区分を継続していきますが、今後、組合及び構成市町の全体で「その他プラスチック製容器包装」「その他紙製容器包装」の分別について検討を進めます。

さらに、プラスチック資源循環促進法（令和 4 年度施行）に基づき、「プラスチック製品」の取り扱いについても国・県や近隣自治体の動向を踏まえながら検討を進めます。

可燃ごみ及び不燃ごみの認定袋制度は今後も継続することとし、適正分別及び減量効果を維持していきます。また、小山川クリーンセンターへの直接搬入時や粗大ごみ等のリクエスト収集時に徴収しているごみ処理手数料についても、費用対効果を考慮しながら適宜見直しを行います。

図表61 将来の分別区分

分別数	分別区分	
1	可燃ごみ	
2	不燃ごみ	
3	有害ごみ	
4	資源ごみ	生きびん
		その他びん類
		缶類
		ペットボトル
		スプレー缶
5	粗大ごみ	
6	小型家電	

1-5 収集・運搬計画

町民ニーズに応じた効果的で効率的な収集・運搬体制、事業系ごみの減量化と適正排出に資する収集・運搬体制を構築するとともに、生活環境や自然環境への配慮を行っていきます。

(1) 排出マナーの向上と効率的・効果的な収集・運搬体制の確立

① 再資源化計画に対応できる収集・運搬体制の確立

資源化対象物の拡大に向け、収集・運搬を円滑に行うために排出場所や排出方法、収集頻度を検討し、町民の協力が得られる効率的・効果的な収集・運搬体制の確立を推進します。

② 排出マナーの向上に向けた啓発活動

排出方法の一部不徹底が、ごみ減量化・資源化推進の障害となっていることから、ごみ分別アプリ、広報、ホームページなどの各種媒体を活用した啓発のほか、行政区や収集作業員との連携を通じた地域での啓発活動を推進します。

第3編 一般廃棄物処理基本計画

(2) 町民ニーズと環境に配慮した収集・運搬体制の構築

① ごみ出しが困難な町民への収集支援

ごみ収集所へ排出することが困難な町民（生活介助を要する高齢者や障がい者など）について、ごみ出しについての支援を検討するとともに、ボランティア等による支援体制との連携を進めます。

② 低公害型車両の導入

収集・運搬時の燃料消費と排気による環境負荷を低減するため、委託業者及び許可業者に対して低公害型車両の導入を要請していきます。

(3) 事業系ごみの減量化と適正排出に資する収集・運搬体制の構築

① 事業系ごみ回収制度の運用

少量排出事業者に対する特例として、1収集日あたり2袋まで収集所への排出を可能としていますが、超過排出や事業系認定袋使用の不徹底などが見られることから、事業者への指導を強化し、事業系ごみの減量化及び適正排出を推進します。

② 小山川クリーンセンターへの搬入管理の徹底

小山川クリーンセンターでは、不定期に許可業者搬入時の抜き打ち確認を行っていますが、搬入されるごみにプラスチック類などの産業廃棄物の混入などが見られることから、組合と共同で許可業者に対する指導を強化し、事業系ごみの減量化及び適正排出を推進します。

1-6 中間処理計画

ごみの中間処理は、組合の所管ですが、ごみの処理・処分の重要な行程を担っていることから、本計画に組合の計画を以下のとおり掲載します。

(1) 中間処理の目標

【目標】

小山川クリーンセンターの適正な運転・維持管理を行い、施設の長寿命化を行っていくとともに、焼却灰等の有効利用ルートを確立し、資源化体制を構築する。

ごみの適正処理は、日常の快適な生活を保つために欠くことのできない役割を担っています。小山川クリーンセンターの機能維持は重要な責務であり、施設の長寿命化を計画します。

また、焼却灰等については、民間のセメント工場等の活用により有効利用を図っているところですが、将来における長期的・安定的な有効利用ルートを確立し、資源化体制を構築します。

(2) 目標達成に向けた具体的施策の展開

① 小山川クリーンセンターの長寿命化計画

ごみ焼却施設は、他の都市施設と比較すると耐用年数が短く、約 20～24 年で更新時期を迎える例が多い状況です。小山川クリーンセンターは、稼働後 21 年が経過しており、施設の性能を維持していくために、長期的視野に立って改修・更新計画を継続的に見直します。

② 焼却灰等の有効利用ルートの確立

焼却灰等については、民間のセメント工場等の活用により有効利用を図っています。

今後も、セメント化や人工砂化等により建設資材としての有効利用を図るため、民間委託を主として取り組んでいきます。ただし、安定的・長期的な再資源化体制を確保するため、有効利用ルートについては継続して調査・研究を行っていきます。

③ 廃棄物エネルギーの継続利用

効率的な発電及び熱回収を図り、継続的に余熱利用施設「湯かっこ」への焼却余熱の供給を行います。

また、本町及び組合圏域の住民に対して、小山川クリーンセンターでの熱エネルギー有効利用に関する情報発信を継続し、身近な施設での取り組みを知ってもらうことで、住民の資源循環への意識を醸成していきます。

④ 安全対策の徹底

施設の適正な維持管理及び運転に関する安全教育を継続して実施し、事故のない運転に努めます。また、今後もダイオキシン類の暴露防止など職員の安全対策を徹底していくとともに、新型コロナウイルス感染症のような感染症蔓延時には、排出者及び収集作業者の双方に対して安全対策を呼び掛けていきます。

第3編 一般廃棄物処理基本計画

(3) 中間処理の方法

① 焼却処理

可燃ごみに含まれる古紙類は、搬入後に選別して資源化を行うなど、資源化できるものは極力資源化を行い、どうしても残った可燃ごみ及び粗大ごみ処理施設から出る可燃性の破砕物については、小山川クリーンセンターのごみ焼却施設で焼却処理し、熱回収を行っています。

なお、ごみ焼却施設の稼働にあたっては、ダイオキシン類や他の公害ガス等の発生抑制のため、適正分別、適正搬入、適正な運転管理により完全燃焼に努めていくとともに、計画的な点検・補修を行い、処理能力の水準を維持できるように管理を行っています。

また、処理の過程で発生する焼却灰等は、民間委託によりセメント化等の有効利用を図り、灰固化物（飛灰）は最終処分を行います。

② 破砕・選別・再資源化処理

不燃ごみ及び粗大ごみは、小山川クリーンセンターの粗大ごみ処理施設で破砕・選別を行い、金属物等の有価物は資源化し、可燃性の破砕物はごみ焼却施設で焼却処理を行います。

資源ごみ（びん類、缶類、ペットボトル）は、同施設で選別、圧縮、減容化等の処理を行い、資源化します。スプレー缶は同施設で保管後、処理委託を行い資源化します。

古紙及び衣類等は、同施設で選別、保管のうえ、資源化します。

1-7 最終処分計画

ごみの最終処分は、組合の所管ですが、ごみの処理・処分の重要な行程を担っていることから、本計画に組合の計画を以下のとおり掲載します。

(1) 最終処分の目標

【目標】

焼却灰等の有効利用を促進するとともに、資源化と最終処分のコスト比較を進め、長期的に経済的で安定した最終処分方法を確立する。

資源循環型社会の構築のためには、焼却灰等の有効利用を図り、全国的に残余容量の逼迫する最終処分場への埋立を極力回避できるよう検討します。ただし、灰固化物（飛灰）については埋立処分せざるを得ないことから、長期的に経済的で安定した最終処分方法を確立します。

なお、美里一般廃棄物最終処分場、栗崎一般廃棄物最終処分場、神泉一般廃棄物最終処分場とも埋立を完了しており、引き続き地下水質等の検査・観測を継続するとともに、跡地の利用方法を検討します。

(2) 施策の展開

① 新たな最終処分場のあり方の検討

現在は、県外の民間最終処分場にて最終処分を行っていますが、最終処分場のあり方について、焼却灰等の資源化状況及び灰固化物（飛灰）の排出量に応じて、費用対効果を勘案しながら検討を継続します。

② 一般廃棄物最終処分場跡地の管理と利用の検討

一般廃棄物最終処分場については、埋立終了以後も維持管理や跡地利用について調査・検討を継続します。

(3) 最終処分の方法

灰固化物（飛灰）は、今後も民間最終処分場へ処分を委託します。

1-8 その他の廃棄物に関する計画

(1) 不法投棄防止対策の推進

職員及び委託業者によるパトロール、町民の通報、監視カメラの設置といった不法投棄監視の検討を進め、監視体制の強化に努めます。

また、組合、土地所有者、行政区等との連携を図り、不法投棄は許さないという町民の意識を高めることで監視の目を強めていくとともに、立て看板の設置、土地所有者や管理者への防護柵等の設置依頼など具体的な防止対策を進めます。

さらに、町民に対し、不法投棄を発見した場合、日時、場所、内容物、車のナンバー等を本町へ通報するよう協力を要請します。

(2) 処理困難物等への対応

組合及び本町が指定している「適正処理困難物」は、今後も購入店での引き取りや専門処理業者への処理依頼を指導していきます。

また、感染性廃棄物等の「特別管理一般廃棄物」についても適正処分の徹底を指導していきます。

(3) 災害時の廃棄物への対応

災害時に多量に発生するごみ（災害廃棄物）については、本町及び組合に処理責任があります。また、復旧・復興と並行して、通常のごみ処理も行う必要があります。

災害時の混乱を避けるため、「神川町地域防災計画」及び「神川町災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づき、災害廃棄物処理に関する協力・連携体制の構築を推進します。

1-9 行財政計画

組合のごみ処理事業は、ごみの処理・処分の重要な行程を担っていることから、本計画に組合の計画に沿った内容を以下のとおり掲載します。

(1) 組織体制の整備

児玉郡市清掃行政研究会の活動を通して、組合との連携を強化していきます。

(2) 廃棄物会計の導入検討

環境省では「一般廃棄物会計基準」（令和 3 年 5 月改定）に基づき、全国統一的なコスト分析を行うことにより、ごみ処理事業の運営のあり方の検討や処理施策に関する費用対効果の検証を行い、ごみ処理事業の 3R 化を目指しています。組合においてもごみ処理システムの効率化を推進するために、廃棄物会計の導入を検討していきます。

(3) 計画の進行管理と施策の事後評価

本計画は、廃棄物処理法に基づき、概ね 5 年毎に計画の実施状況を把握して評価・改善を図ります。また、取組や施策について、ごみの減量効果や環境への負荷低減効果、費用対効果などについて事後評価を行い、継続的に改善していきます。

第 2 章 生活排水処理基本計画

2-1 計画フレーム

(1) 将来生活排水処理形態別人口の見込み

組合が行った将来生活排水処理形態別人口の予測について、掲載します。

① 予測手法

- 「神川町生活排水処理基本計画」に示す下水道整備区域内人口及び合併処理浄化槽人口を設定
- 下水道接続人口については、平成 28～令和 2 年度までの接続率（下水道接続人口÷下水道整備区域内人口）のトレンドを予測式により推計し、予測
- ごみ処理基本計画で設定した総人口（住民基本台帳各年 10 月 1 日現在）から下水道接続人口及び合併処理浄化槽人口を除いた未処理人口を、令和 2 年度における単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口の比率で案分し、内訳を算出

② 将来生活排水処理形態別人口

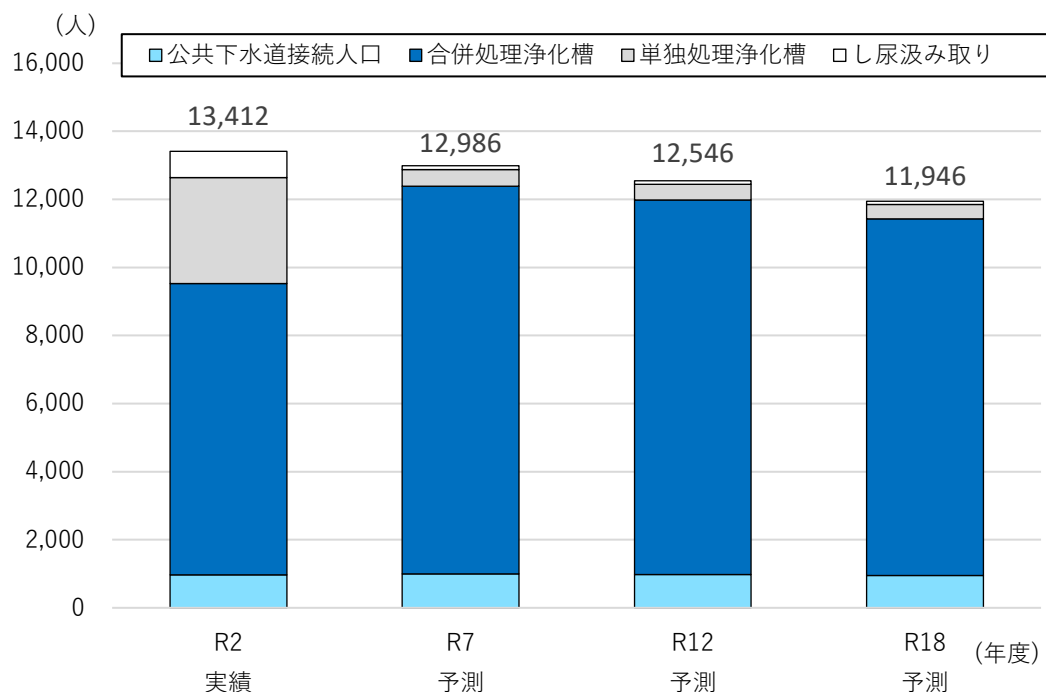
将来生活排水処理形態別人口の予測は図表 62 のとおりです。

埼玉県の定める令和 7 年度目標に準じて、令和 7 年度には下水道整備区域内人口と合併処理浄化槽人口の合計が、計画処理区域内人口の 100%となるものとしています。

図表62 将来生活排水処理形態別人口の予測

区分	年度		実績	予測		
	単位		R2	R7	R12	R18
計画処理区域内人口	人		13,412	12,986	12,546	11,946
生活排水 処理人口 (下水道接続人口+ 合併処理浄化槽)	人		9,525	12,384	11,978	11,425
	生活排水処理率		%	71.01%	95.36%	95.47%
	公共下水道整備 区域内人口		人	1,660	1,600	1,543
	公共下水道 接続人口		人	966	988	975
	合併処理浄化槽		人	8,559	11,386	11,003
生活雑排水 未処理人口	人		3,887	602	568	521
	単独処理浄化槽		人	3,109	490	424
	し尿汲み取り		人	778	112	105
計画処理区域外人口	人		0	0	0	0

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、組合調べ



(2) し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

組合が行った将来し尿及び浄化槽汚泥量の予測について、掲載します。

① 収集原単位の設定

- 収集原単位は構成市町ごとに、令和2年度の収集原単位を将来の収集原単位とする
- 本町については、し尿収集原単位は0.57L/人・日、浄化槽汚泥収集原単位は1.14L/人・日に設定。

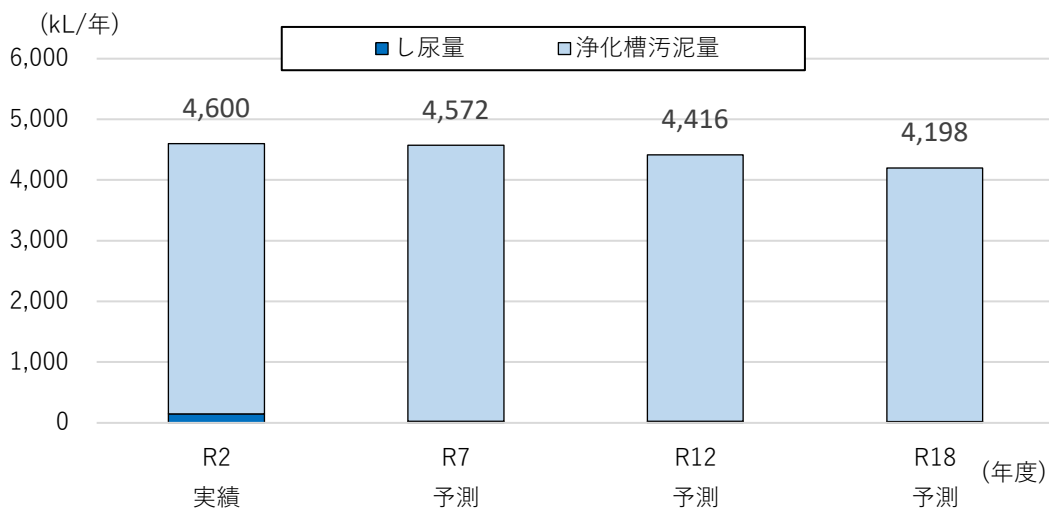
② し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

将来し尿及び浄化槽汚泥量の予測は図表63のとおりです。

図表63 将来し尿及び浄化槽汚泥量の予測

区分	年度	実績	予測		
	単位	R2	R7	R12	R18
し尿量	kL/年	146	23	22	20
浄化槽汚泥量	kL/年	4,454	4,548	4,394	4,178
合計	kL/年	4,600	4,572	4,416	4,198

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）、組合調べ



2-2 生活排水処理基本方針

本町の生活排水処理の現状と予測を踏まえ、本計画における生活排水処理基本方針を次のように定めます。

【生活排水処理基本方針】

- 水洗化率の向上の推進
- 公共用水域における水質保全の推進

(1) 「水洗化率の向上の推進」

生活雑排水未処理の世帯等については、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、水洗化率の向上を図ります。

公共下水道整備区域については、公共下水道への接続を促進するとともに、計画的な下水道整備を推進します。

(2) 「公共用水域における水質保全の推進」

生活排水に関する情報発信や啓発、環境学習などを通じて、公共用水域における水質の保全を推進します。

2-3 生活排水処理施設の整備計画

埼玉県においては、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」において令和7年度までに下水道及び農業集落排水（本町は非該当）の面的整備と合併処理浄化槽とで100%となるよう事業を推進していることから、本町においても「神川町生活排水処理基本計画」により整備率100%の早期達成を図っています。

(1) 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽設置の目標は「神川町生活排水処理基本計画」で設定され、図表64のとおりとなっています。

図表64 合併処理浄化槽設置の目標

区分	年度	現況	目標
	単位	R2	R7
処理人口	人	8,559	11,386
処理面積	ha	528.0	528.0

資料：神川町生活排水処理基本計画、本町調べ

① し尿汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

合併処理浄化槽は、下水道整備区域外における生活排水処理の中心で、個別住宅や分散集落などでは有効な施設となっています。今後も導入支援の制度や合併処理浄化槽の効果などについて、積極的に周知を行い、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

また、単独処理浄化槽はし尿を処理するもので、生活雑排水を適正に処理できないことから、単独処理浄化槽を設置している家屋等に対して、合併処理浄化槽への転換に対する支援制度や効果などについて、積極的に周知を行い、合併処理浄化槽への変更設置を促進します。

② 適正な維持管理の促進

合併処理浄化槽は、BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/L以下と、下水道終末処理施設に匹敵する性能を有しています。また、設備費が安価で設置に要する期間も短く、費用対効果の高い施設です。一方、清掃や点検などの維持管理が適正に行われないと、本来の処理性能を発揮することができません。

浄化槽の維持管理は設置者及び使用者の責任において民間業者が行っていますが、浄化槽使用者においては、浄化槽の構造や浄化槽法（令和元年度一部改正）について十分理解を得られていないという状況もみられることから、徹底した指導により使用者の正しい知識と理解を求めていきます。

また、浄化槽清掃業者（許可業者）と浄化槽使用者及び本町の三者における連携を強化し、浄化槽清掃、適切な使用・保守点検及び定期検査を推進します。

(2) 公共下水道の整備

公共下水道事業の目標は「神川町生活排水処理基本計画」で設定され、図表 65 のとおりとなっています。

図表65 公共下水道事業の目標

区分		年度	現況	目標
		単位	R2	R7
神川町特定環境保全公共下水道	処理人口	人	1,245	1,300
	処理面積	ha	76	76
利根川右岸流域下水道関連神川公共下水道	処理人口	人	415	300
	処理面積	ha	54	54
合計	処理人口	人	1,660	1,600
	処理面積	ha	130	130

資料：神川町生活排水処理基本計画、本町調べ

① 公共下水道施設整備の計画的実施

神川町特定環境保全公共下水道及び利根川右岸流域下水道関連神川公共下水道について、事業計画区域の整備を計画的に推進します。

② 公共下水道供用開始している区域内の接続率向上の推進

公共下水道を既に供用開始している区域内の下水道未接続世帯に対して、個別訪問や指定工事店への協力要請により啓発を行い、接続を促進します。

また、今後供用が開始される区域については、供用開始後に速やかに町民が下水道に接続するように、供用開始前から啓発を推進します。

③ 神川町渡瀬浄化センターの適正処理体制維持の推進

神川町特定環境保全公共下水道の神川町渡瀬浄化センターについて、施設の老朽化に対して計画的な修繕・改修を行うなど、適正処理体制の維持を推進します。

2-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥処理は、組合の所管ですが、生活排水処理の重要な行程を担っていることから、本計画では組合の計画を以下のとおり掲載します。

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理の目標

【目標】

利根グリーンセンターの適正処理体制を検討していく。

将来的な処理量減少や浄化槽汚泥混入率の増加に対応できるよう、施設の適正処理体制を検討し、長期的・安定的な維持管理を推進します。

(2) 目標達成に向けた具体的施策の展開

① 効率的な収集運搬体制の構築

ア) 収集運搬業者との連携強化

構成市町では、し尿及び浄化槽汚泥の収集は委託業者及び許可業者により行われており、今後も委託業者及び許可業者による収集運搬体制を維持していきます。し尿及び浄化槽汚泥の発生量は、公共下水道等の整備により減少していくことが見込まれており、特に、し尿の発生量は大幅に減少することが予測されるため、収集運搬業者との連携を強化し、計画的・効率的な収集運搬体制を検討していきます。

イ) 収集料金の検討

し尿及び浄化槽汚泥の発生量の変化に対応し、委託・許可の形態の検討とともに、適正な収集料金の検討を行っていきます。

② 利根グリーンセンターの適正処理体制の維持

ア) 運転方法の検討

利根グリーンセンターにおいては、今後し尿及び浄化槽汚泥処理量全体が減少していくものと見込まれることから、こうした変動に対応できるよう、運転方法の検討及び中長期的な施設の在り方の検討を継続していきます。

イ) 長期的視野に立った改修・補修計画の継続的見直し

利根グリーンセンターは竣工してから 30 年以上が経過し、施設の性能を維持していくため、長期的視野に立って改修・補修計画を継続的に見直します。

また、今後も長期にわたってし尿及び浄化槽汚泥処理が必須であることから、将来的な施設の長寿命化や更新を視野に入れた計画立案を行います。

ウ) 使用手数料の検討

近隣自治体の動向や構成市町等との協議を踏まえ、コスト計算を行った上で、適宜、使用手数料の見直しを検討します。

エ) 安全対策の徹底

施設の適正な維持管理及び運転に関する安全教育を継続して実施し、事故のない運転に努めます。また、今後もダイオキシン類の暴露防止など職員の安全対策を徹底していきます。

③ 焼却灰の再利用及び適正処理方法の検討

利根グリーンセンターの焼却灰は、平成 24 年度から彩の国資源循環工場の民間工場において、焼却灰を原料として、土木資材（人口砂）を製造し、有効利用の推進を行っています。また、独自の再生利用についても検討を継続していきます。

2-5 水質保全計画

水質保全のための町民・事業者への働きかけは、本町と組合に共通することから、本計画では組合の計画に沿った内容を以下のとおり掲載します。

(1) 町民・事業者に対する広報

生活排水対策には町民・事業者の理解と協力が欠かせないことから、適宜アンケートや意識調査によって行政への要望等を把握し、実行可能な施策を立案していきます。

また、施設見学、水の循環や水質浄化に関する授業や野外学習など、教育委員会と連携した環境教育の実施を継続します。

一般家庭に向けては、広報・パンフレット・ホームページ・各種イベント及び講習会などを通して、家庭でできる浄化対策を普及・啓発し、生活排水に対する町民意識の高揚を図ります。

(2) 事業所への指導

広報やパンフレット等を活用して、下水道への接続の誘導や合併処理浄化槽の整備などを進めていきます。また、調理くずや廃油の処理など事業所における発生源対策を普及・啓発するとともに、県と連携した事業所に対する指導方法の検討を継続します。

(3) 浄化槽の維持管理に関する啓発

広報やパンフレット等のほか、収集・運搬業者や浄化槽設置業者など関連団体と連携して、浄化槽の使い方や維持管理方法、法定点検・清掃の必要性、維持管理に関する補助制度等について PR し、定期的な点検・清掃を行うよう指導していきます。

2-6 行財政計画

組合のし尿及び浄化槽汚泥処理は、生活排水処理の重要な行程を担っていることから、本計画に組合の計画に沿った内容を以下のとおり掲載します。

(1) 組織体制の整備

児玉都市清掃行政研究会の活動を通して、組合との連携を強化していきます。

(2) 長期的な財政計画の検討

ごみと同様に、廃棄物会計の導入を検討していくとともに、将来におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量の減少を考慮しつつ、利根グリーンセンターの維持管理費及び施設の更新または延命化などについて、長期的な財政見通しを継続的に検討していきます。